

P F I の推進に関する行政評価・監視  
結果報告書

平成 27 年 4 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

国は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「P F I 事業」という。）を推進している。

これにより、P F I 事業の実績は、P F I 法の制定から平成 25 年度までに、事業件数が 440 件、事業費が約 4 兆 3 千億円となっている。

しかし、利用料金等の税財源以外の収入により費用を回収する方式の P F I 事業は僅かで、P F I 法本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言い難い状況であり、また、厳しい財政状況の中、民間の資金・ノウハウを最大限活用することが急務とされている。国は、平成 23 年に P F I 法を改正し、公共施設等運営権を導入するとともに、「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。）を策定し、25 年から 34 年までの 10 年間で、公共施設等運営権を活用した P F I 事業（公的主体が所有する利用料金を徴収する施設について運営等を行い、利用料金を自らの収入とする事業）等、12 兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進することとしている。

このアクションプランに基づく取組の推進については、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」にも盛り込まれている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、P F I 事業の概況、アクションプランに基づく取組を含めた P F I 事業の実施・推進状況、P F I 事業で整備する公共施設等に係る個別の制度の運用状況、P F I 事業推進に関する支援の実施状況及び情報提供の実施状況を調査し、P F I 事業を推進する上での課題の解消に必要な指摘を行うために実施したものである。



# 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 P F I の推進に関する施策の実施状況等	2
(1) P F I を巡る動向	2
ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定等	2
イ 推進・検討体制	2
ウ P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプランの策定等	3
エ インフラの老朽化対策における P P P / P F I の活用	3
オ P F I に関するガイドライン及びマニュアルの見直し等	3
(2) P F I 事業の概況	5
ア 事業主体別の P F I 事業数	5
イ 国の P F I 事業の府省別の内訳	6
ウ 国及び地方公共団体における P F I 事業の実施割合	6
エ 事業分野別の P F I 事業数	6
オ 事業方式別の P F I 事業数	6
(3) アクションプランに基づく取組の推進状況	6
ア アクションプランに基づく各府省等の取組状況	7
イ 地方公共団体の対応	9
2 P F I を推進する上での課題	36
(1) P F I 事業環境の整備	36
ア B O T 方式の P F I 事業における負担金等の交付	36
イ P F I 事業における業務の再委託の禁止	39
(2) P F I 事業に関する支援の効果的な実施	53
ア 専門家派遣事業	53
イ 案件形成支援事業	54
ウ ワンストップ窓口	55
(3) P F I 事業の実施に資する情報の提供	61
ア ガイドラインによる情報の提供	61
イ 事例等の提供	63
ウ V F M 算定ツールの提供	65

# 図 表 目 次

## 第 2 行政評価・監視の結果

### 1 P F I の推進に関する施策の実施状況等

#### (1) P F I を巡る動向

図表 1-(1)-①	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) (抜粋) .....	11
図表 1-(1)-②	P F I 制度の推進・検討体制に係る規定 .....	12
図表 1-(1)-③	P F I 制度の推進・検討体制の概要 .....	14
図表 1-(1)-④	P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン (平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定) (抜粋) .....	14
図表 1-(1)-⑤	P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中 強化期間の取組方針について (平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用 事業推進会議決定) (抜粋) .....	16
図表 1-(1)-⑥	公共施設等総合管理計画の策定 .....	17
図表 1-(1)-⑦	P F I 事業の実施プロセスにおける手続・留意点の概要等 .....	18
図表 1-(1)-⑧	地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニ ュアル (平成 26 年 6 月) (抜粋) .....	18
図表 1-(1)-⑨	民間提案制度に係る規定 .....	19
図表 1-(1)-⑩	P F I 事業民間提案推進マニュアル (平成 26 年 12 月) .....	21

#### (2) P F I 事業の概況

図表 1-(2)-①	P F I 事業の実施プロセスに係る規定 .....	22
図表 1-(2)-②	P F I 事業の実績 (平成 25 年度末時点) .....	24
図表 1-(2)-③	事業主体別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点) .....	25
図表 1-(2)-④	国の P F I 事業の府省別内訳 (平成 25 年度末時点) .....	25
図表 1-(2)-⑤	国及び地方公共団体における P F I 事業の実施割合 (平成 25 年度 末時点) .....	26
図表 1-(2)-⑥	事業分野別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点) .....	26
図表 1-(2)-⑦	事業方式別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点) .....	27

#### (3) アクションプランに基づく取組の推進状況

図表 1-(3)-①	成長戦略進化のための今後の検討方針 (平成 26 年 1 月 20 日産業 競争力会議) (抜粋) .....	27
図表 1-(3)-②	空港における公共施設等運営権制度の導入状況 .....	28
図表 1-(3)-③	空港運営権事業に係る事例 .....	29
図表 1-(3)-④	空港への公共施設等運営権制度導入の動き .....	31
図表 1-(3)-⑤	上水道における公共施設等運営権制度の導入状況 .....	31
図表 1-(3)-⑥	水道事業における官民連携に関する手引き (平成 26 年 3 月) (抜粋) .....	31

図表 1-(3)-⑦	下水道における公共施設等運営権制度の導入状況	32
図表 1-(3)-⑧	道路における公共施設等運営権制度の導入状況	33
図表 1-(3)-⑨	公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続に係る状況	33
図表 1-(3)-⑩	公務員の出向等に関する法的根拠の整備状況	33
図表 1-(3)-⑪	地方公共団体の取組状況	34

## 2 PFIを推進する上での課題

### (1) PFI事業環境の整備

図表 2-(1)-①	BOT方式のメリット	42
図表 2-(1)-②	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)(抜粋)	42
図表 2-(1)-③	学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年4月1日 23文科施第3号文部科学大臣裁定)(抜粋)	43
図表 2-(1)-④	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年7月13日 18文科施第188号文部科学大臣裁定)(抜粋)	44
図表 2-(1)-⑤	BOT方式に対する負担金等の交付に関する公共施設等の管理者等の意見	45
図表 2-(1)-⑥	BOT方式に対する負担金等の交付に関する地方公共団体の意見(PFI事業未実施)	45
図表 2-(1)-⑦	不動産登記法(平成16年法律第123号)(抜粋)	45
図表 2-(1)-⑧	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(抜粋)	46
図表 2-(1)-⑨	医療関連サービス基本問題検討会要綱(抜粋)	46
図表 2-(1)-⑩	「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告について」(平成4年8月11日)(抜粋)	47
図表 2-(1)-⑪	病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日第14号各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生省健康政策局指導課長通知)(抜粋)	48
図表 2-(1)-⑫	病院等の日常的な清掃業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の意見	48
図表 2-(1)-⑬	医療法第15条の2の規定に基づく業務委託におけるPFI事業の取扱いについて(平成26年11月19日各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡)(抜粋)	49
図表 2-(1)-⑭	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抜粋)	50
図表 2-(1)-⑮	汚泥の収集・運搬業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の	

意見	51
図表 2-(1)-⑯ 市町村浄化槽整備計画策定マニュアル(平成 26 年 2 月環境省)(抜 粋)	51
図表 2-(1)-⑰ 浄化槽 P F I 事業の実施状況	52
図表 2-(1)-⑱ 浄化槽 P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に関す る検討	52
(2) P F I 事業に関する支援の効果的な実施	
図表 2-(2)-① 専門家派遣事業の予算額及び実績	57
図表 2-(2)-② 専門家派遣事業を利用していない理由	57
図表 2-(2)-③ 案件形成支援事業の制度	58
図表 2-(2)-④ 内閣府が実施する案件形成支援事業の採択実績	59
図表 2-(2)-⑤ 案件形成支援事業の予算額及び採択実績	60
図表 2-(2)-⑥ ワンストップ窓口の予算額と執行状況等	60
(3) P F I 事業の実施に資する情報の提供	
図表 2-(3)-① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施 に関する基本方針(平成 25 年 9 月 20 日閣議決定)(抜粋)	68
図表 2-(3)-② P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(平成 25 年 9 月 20 日改正)(抜粋)	68
図表 2-(3)-③ 公共施設等の管理者等において苦慮しているリスク分担の内容	69
図表 2-(3)-④ 民間事業者におけるリスク分担の方法等に係る意見・要望	70
図表 2-(3)-⑤ 公共施設等の管理者等において要望しているリスク分担に関する 情報提供の内容	71
図表 2-(3)-⑥ 第 2 回 V F M・リスク分担 W G(平成 26 年 3 月 14 日開催)資料 (抜粋)	71
図表 2-(3)-⑦ 第 3 回 V F M・リスク分担 W G(平成 26 年 5 月 20 日開催)資料 (抜粋)	72
図表 2-(3)-⑧ 第 4 回 V F M・リスク分担 W G(平成 26 年 6 月 25 日開催)資料 (抜粋)	73
図表 2-(3)-⑨ 地方公共団体における P F I 事業導入の手引き等の更新に係る意 見	74
図表 2-(3)-⑩ 実施方針の策定に関する公共施設等の管理者等の意見	75
図表 2-(3)-⑪ 実施方針の策定等において既往の実施方針等を活用している事例	75
図表 2-(3)-⑫ モニタリングに関するガイドライン(平成 25 年 9 月 20 日改定)(抜 粋)	76
図表 2-(3)-⑬ P F I 推進委員会報告ー真の意味の官民のパートナーシップ(官民 連携)実現に向けてー(平成 19 年 11 月 15 日民間資金等活用事業推 進委員会)(抜粋)	78
図表 2-(3)-⑭ P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(平成 21 年 4 月 3 日民間資金等活用事業推進会議)(抜粋)	78



図表 2-(3)-⑮	インセンティブに係る規定例	79
図表 2-(3)-⑯	民間事業者におけるインセンティブを求める意見・要望	83
図表 2-(3)-⑰	第 3 回モニタリング・事業促進WG（平成 26 年 5 月 20 日開催） 概要（抜粋）	84
図表 2-(3)-⑱	公共施設等の管理者等におけるインセンティブに係る事例等の提 供を求める意見	84
図表 2-(3)-⑲	特定事業の選定に係る規定	85
図表 2-(3)-⑳	コンサルタントが算定した VFM の職員によるチェックを行って いない事例	87
図表 2-(3)-㉑	PFI 手続へのコンサルタント等の活用	88



# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、PFI事業を推進する観点から、PFI事業の概況、アクションプランに基づく取組の推進状況、PFI事業を推進する上での課題等を調査し、関係行政の推進に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### (2) 関連調査等対象機関

公共法人（PFI法第2条第3項第3号に規定される法人）(2)、都道府県(20)、市区町村等(59)、民間事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 5事務所（東京、神奈川、静岡、兵庫、熊本）

## 4 実施時期

平成25年9月～27年4月

第2 行政評価・監視の結果

調査の結果	説明図表番号
<p><b>1 PFIの推進に関する施策の実施状況等</b></p> <p>(1) PFIを巡る動向</p> <p><b>ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定等</b></p> <p>PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同じ水準のサービスをより安く、又は、同じ価格でより上質のサービスを提供する手法である。</p> <p>我が国では、平成 11 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。) が制定され、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、同法に基づく民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業 (以下「PFI事業」という。) が実施されている。</p> <p>国の厳しい財政状況の中、必要な社会資本整備や老朽化に伴う既存施設の維持管理・更新需要に民間の資金や創意工夫を最大限活用していく必要があることなどから、平成 23 年にはPFI法が改正され、①PFI事業対象施設の見直し (公営住宅を賃貸住宅に改めたほか、船舶、航空機、人工衛星を追加)、②民間事業者による提案制度の導入、③公共施設等運営権の導入等に係る規定が新たに追加された。</p> <p><b>イ 推進・検討体制</b></p> <p>国は、平成 23 年のPFI法の改正において、PFI事業を一層推進するため、民間資金等活用事業推進会議 (以下「PFI推進会議」という。) 及び民間資金等活用事業推進会議幹事会を設置し、また、従来から設置されている民間資金等活用事業推進委員会 (以下「PFI推進委員会」という。) も含め、PFIに関する重要施策についての審議等を実施している。さらに、内閣府においては、民間資金等活用事業推進室 (以下「PFI推進室」という。) が設置されており、各府省と連携したPFI推進施策の取りまとめや、PFIに関する地方公共団体等への助言・支援 (制度研究、事例把握等) を実施している。</p> <p>また、平成 25 年のPFI法の改正に基づき、同年 10 月、株式会社民間資金等活用事業推進機構 (以下「推進機構」という。) が設立された。推進機構は、インフラ整備等への民間投資を促進し、インフラ投資市場の拡大を図ることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を一層促進するため、独立採算型PFI事業等を実施する民間事業者に対する支援を行うことを目的としており、事業者に対する出資、資金の貸付け、助言、専門家の</p>	<p>図表 1-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③</p>

派遣等の業務を行うこととされている。

なお、平成 26 年度末現在、推進機構は、4 事業について支援決定を行っている。

#### ウ PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの策定等

国は、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくため、平成 25 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。）を策定し、今後 10 年間（平成 25 年～34 年）で 12 兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進することとしている（注）。

また、平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「集中強化期間取組方針」という。）が策定され、アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模の目標を前倒して取り組むこととされた。

（注）「PPP」（Public Private Partnership）とは、PFI を内包する概念であり、官民連携による広義の事業方式をいう。

#### エ インフラの老朽化対策における PPP/PFI の活用

平成 25 年 11 月の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の策定を受け、総務省では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号。各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務大臣通知）において、地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請するとともに、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号。各都道府県公共施設マネジメント担当部長等宛て総務省自治財政局財務調査課長通知）において、同計画の策定に当たっての指針を示すとともに、公共施設等の更新等に際しての PPP/PFI の積極的な活用の検討及び公共施設等に関する情報の積極的な公開について要請している。

#### オ PFI に関するガイドライン及びマニュアルの見直し等

PFI 推進会議では、国が PFI 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示した次のガイドラインを作成している。

- ① PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日策定。以下「プロセスガイドライン」という。）
- ② VFM（注）に関するガイドライン（平成 13 年 7 月 27 日策定。以下「VFM

図表 1-(1)-④

図表 1-(1)-⑤

図表 1-(1)-⑥

図表 1-(1)-⑦

ガイドライン」という。)

- ③ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成 25 年 6 月 6 日策定。以下「公共施設等運営権ガイドライン」という。)
- ④ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日策定。以下「リスク分担ガイドライン」という。)
- ⑤ モニタリングに関するガイドライン（平成 15 年 6 月 23 日策定。以下「モニタリングガイドライン」という。)
- ⑥ 契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー（平成 15 年 6 月 23 日策定）

(注) V F M (Value For Money) とは、V F M ガイドラインにおいて、一般に「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「V F M がある」といい、残りの一方を他に対し「V F M がない」というとされている。

国が実施する P F I 事業については、これらのガイドラインに沿って、事業を実施することが望ましいとされており、また、同ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものであるとされている。

また、P F I 推進委員会では、P F I 事業全体の取組を推進するため、平成 25 年 11 月 28 日に開催した同委員会において、次のワーキンググループ (WG) を設置し、各ガイドラインの検証・見直しを行っている。

① V F M・リスク分担WG

独立採算型事業や収益施設併設・活用型事業等における V F M の評価やリスクの勘案を的確に実施するため、V F M ガイドライン及びリスク分担ガイドラインの在り方等を検討

② モニタリング・事業促進WG

民間の創意工夫の活用やサービスレベルの測定等を的確に推進するため、モニタリングガイドラインの在り方や地方公共団体の取組を促進するための更なる方策等を検討

③ 手続き簡易化WG

主に施設整備事業を対象とした事業実施プロセスの迅速化を図るため、手続き簡易化の可能性やプロセスガイドラインの在り方等を検討

手続き簡易化WGでは、P F I 導入に当たっての課題として、事務負担の軽減や手続き期間の短縮が指摘されていることから、サービス購入型 P F I 事業を対象に、P F I 手続きの簡易化方法について検討を行い、平成 26 年 6 月 16 日に、手続きの簡易化に関連し、プロセスガイドライン及び V F M ガイドラインについて、他のWGの成果に先行して改正している。

また、P F I 推進委員会では、プロセスガイドライン及び V F M ガイドラインの改正に合わせ、P F I 事業未実施地方公共団体における P F I 事業の普及を念頭に、地方公共団体の実務担当者を対象として、手続き簡易化の具体的な方策を解

図表 1-(1)-⑧

<p>説するとともに、手続に必要な書類作成のための各種作成素材を付した「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」（以下「簡易化マニュアル」という。）を平成26年6月16日に作成している。</p> <p>さらに、PFI事業は、①行政主導で事業が実施されることが多いこと、②PFI事業を実施している地方公共団体は全体の1割程度と低調となっていること、③入札参加者がおらず不調に終わるPFI事業があるなどの状況がみられたことから、平成23年のPFI法改正において、民間事業者の積極的なPFI事業への参入を促進し、そのノウハウを十分に活用することを目的として民間提案制度が導入された。これを踏まえ、モニタリング・事業促進WGでは、平成26年12月に「PFI事業民間提案推進マニュアル」を作成し、この中で、民間提案の実施手続について、i) 対象事業の抽出、ii) 提案受付に係る窓口、提案書作成に必要な情報提供、iii) 提案に係る検討体制、iv) 提案に対するインセンティブ等について先導的な取組事例を紹介しているほか、提案書のひな型などが提示されている。</p>	<p>図表1-(1)-⑨</p> <p>図表1-(1)-⑩</p>
<p><b>(2) PFI事業の概況</b></p> <p>PFI事業は、PFI法に規定されたプロセスに沿って実施されるものであり、①事業の提案、②実施方針（注1）の策定及び公表、③特定事業の評価・選定、公表、④民間事業者の募集、評価・選定、公表、⑤事業契約の締結等、⑥選定事業（注2）の実施、監視等のプロセスで行われ、事業契約等に定める事業の終了時期となったとき、選定事業は終了となる。</p> <p>（注1）実施方針とは、特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針をいう。  （注2）選定事業とは、PFI法第7条の規定により選定された特定事業をいう。また、同法第2条第5項において、同法第8条第1項の規定により選定事業を実施する者として選定された者を選定事業者という。</p>	<p>図表1-(2)-①</p>
<p>実施方針が公表されたPFI事業数の平成11年度から25年度末までの推移をみると、14年度から19年度まで、毎年ほぼ40事業超で推移していたが、20年度以降は減少し、22年度は15事業となった後、再び増加傾向にある。また、これらの事業費の推移をみると、13年度から20年度は増加傾向にあり、17年度から20年度までは毎年5,000億円超で推移していたが、21年度以降減少傾向にある。さらに、25年度末現在までの累計の事業数は440事業、事業費は合計で4兆3,000億円となっている。</p> <p>平成25年度末までに実施方針が公表された440事業について、事業主体別等にみると、次のとおりとなっている。</p>	<p>図表1-(2)-②</p>
<p><b>ア 事業主体別のPFI事業数</b></p> <p>PFI事業数を事業主体別にみると、市区町村（注1）が194事業（44.1%）、都道府県が90事業（20.5%）、国（注2）が65事業（14.8%）、政令指定都市が50事業（11.4%）、独立行政法人等が41事業（9.3%）となっており、4割以上が市区町村が実施する事業となっている。</p>	<p>図表1-(2)-③</p>

(注1)「市区町村」には政令指定都市を含まない。さらに、平成25年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。

(注2)「国」は1府11省(内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)のほか、衆議院、参議院及び最高裁判所をいう。

#### イ 国のPFI事業の府省別の内訳

国の65のPFI事業(複数府省共管の事業を含め延べ79事業)の府省別の内訳をみると、財務省が29事業(36.7%)、国土交通省が29事業(36.7%)、内閣府が5事業(6.3%)、法務省が5事業(6.3%)などとなっており、庁舎や宿舍の整備を所管する財務省及び国土交通省が実施するPFI事業が多くなっている。

図表1-(2)-④

#### ウ 国及び地方公共団体におけるPFI事業の実施割合

国及び地方公共団体におけるPFI事業の実施割合をみると、国は15府省等のうち10府省等(66.7%)、都道府県は47都道府県のうち28都道府県(59.6%)、政令指定都市は20市のうち13市(65.0%)でPFI事業を実施している。一方、市区町村は1,722市区町村のうち、147市区町村(8.5%)となっている。

図表1-(2)-⑤

#### エ 事業分野別のPFI事業数

PFI事業数を事業分野別にみると、学校、図書館などの教育と文化に係る施設に係るものが150事業(34.1%)、病院、浄化槽などの健康と環境に係る施設に係るものが78事業(17.7%)、公園、公営住宅などのまちづくりに係る施設に係るものが56事業(12.7%)などとなっている。

図表1-(2)-⑥

#### オ 事業方式別のPFI事業数

PFI事業数を事業方式(注)別にみると、BTO方式を採用しているものが314事業(71.4%)、BOT方式を採用しているものが54事業(12.3%)、RO等の方式を採用しているものが22事業(5.0%)などとなっている。

図表1-(2)-⑦

(注)1 BTO方式とは、「Build-Transfer-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。

2 BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。

3 RO方式とは、「Rehabilitate-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。

#### (3) アクションプランに基づく取組の推進状況

平成11年にPFI法が制定されて以降、利用料金等の税財源以外の収入により費用を回収するPFI事業は僅かであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活



用して、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという P F I 法の本来の目的は十分に達成されているとは言い難い状況となっている。

このような状況を踏まえ、国は、更なる公的負担の軽減を図り、民間投資を喚起するためにアクションプランを策定し、この中で重点的に推進する以下の 4 つの事業類型を示している。このアクションプランに基づく取組の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）にも盛り込まれている。

- ① 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業
- ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等
- ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業
- ④ その他の事業類型

また、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議決定）において、P P P / P F I の活用促進に向けた事業環境・体制の整備について検討を加えることとされ、これを受けて、産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）において、アクションプランにおいて求められている公共施設等運営権制度と指定管理者制度の一体的実施や運営権者への公務員の出向等の取組等についての検討が行われ、集中強化期間取組方針が策定された。集中強化期間取組方針では、アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒して取り組むこととされ、平成 26 年度から 28 年度までの集中強化期間における、重点分野（空港、水道、下水道、道路）の事業規模及び事業件数の目標が設定された。この集中強化期間取組方針の内容は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「「日本再興戦略」改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても盛り込まれている。

#### ア アクションプランに基づく各府省等の取組状況

今回、各府省及び地方公共団体におけるアクションプランの事業類型ごとの取組状況を調査した結果は、以下のとおりである。

##### (7) 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業

アクションプランでは、本事業を推進するため、①空港、上下水道及び有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入、②公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続、③公務員の出向等に関する法的根拠の整備等の具体的取組を推進することとしている。

平成 26 年 12 月現在、空港 3 事業（但馬空港運営事業、仙台空港特定運営事業、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業）及び独立行政法人国立女性教育会館公共施設等運営事業の 4 事業について、公共施設等運営権制度を活用した事業の実施方針が公表され、取組が進められている。

なお、アクションプランに基づき、内閣府等による案件形成支援事業の実施、横断的なワンストップ窓口の設置等の具体的取組も進められている。

##### a 空港、上下水道及び有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入

図表 1-(3)-①

図表 1-(1)-⑤  
(再掲)

<p>空港については、空港への公共施設等運営権制度の導入を推進するため、平成 25 年に民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）が制定されるなどしている。</p> <p>また、上水道については、厚生労働省が、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定するなどしており、下水道については、国土交通省が、平成 26 年 3 月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定している。</p> <p>さらに、道路については、平成 24 年 3 月に、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするようにとの愛知県からの構造改革特別区域制度における規制の特例措置の創設の提案を受け、27 年 4 月に「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が閣議決定されている。</p>	<p>図表 1-(3)-② 図表 1-(3)-③ 図表 1-(3)-④  図表 1-(3)-⑤ 図表 1-(3)-⑥ 図表 1-(3)-⑦  図表 1-(3)-⑧</p>
<p><b>b 公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続</b></p> <p>内閣府は、公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、手続を一体的に行えるよう、条例の制定等に関して留意すべき事項を公共施設等運営権ガイドラインにまとめ、平成 25 年 6 月に公表した。</p> <p>また、空港、上水道及び下水道事業の公共施設等運営権設定時における指定管理者制度の必要性について、各施設の所管省と指定管理者制度を所管する総務省が協議を行い、その結果、それぞれ公共施設等運営権の導入に当たって、指定管理者制度の指定は不要であると結論付けられている。</p> <p>総務省では、このほかに「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」（平成 26 年 3 月）の公表などを行っている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨</p>
<p><b>c 公務員の出向等に関する法的根拠の整備</b></p> <p>内閣府では、公務員を運営権者へ出向させるため、P F I 法の改正を検討しており、平成 27 年 3 月 24 日に P F I 法の改正案が閣議決定されている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑩</p>
<p><b>(4) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等</b></p> <p>アクションプランでは、本事業を推進するため、①収益性の高い事業を P F I 事業等として実施する案件形成の支援・促進、②事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援、地方公共団体への周知・推奨等による案件形成及び事業化の促進、③高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）等の公共施設の維持・更新における P P P 的手法の導入検討等の具体的取組を推進することとされている。</p> <p>これを受けて、警察庁では、警察施設に収益施設を併設する P F I 事業の導入について検討を進め、導入事例をモデルとして、各都道府県警察に情報提供することを検討している。</p> <p>また、国土交通省では、道路上部空間の利用等を可能とする道路法（昭和 27</p>	

年法律第 180 号) 等の改正を踏まえ、首都高速道路築地川区間等をモデルケースとし、都市再生と連携した高速道路の老朽化対策の具体化に向けた検討を進めている。

#### (ウ) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業

アクションプランでは、本事業を推進するため、①民間提案に係るガイドラインの発出、②道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用等の具体的取組を推進することとされている。

これを受けて、内閣府は、平成 25 年 6 月にプロセスガイドラインの改正を行い、民間事業者の提案に係る記述を追加した。

また、国土交通省では、平成 25 年 7 月、地方整備局等に対し、「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成 25 年 7 月 1 日各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長宛て道路局路政課長通知) を発出し、太陽光発電設備やオープンカフェ等の大型占用物件は、エネルギー関連ビジネスや地域の観光産業の強化に資するとして、道路占用料を減額している。また、民間活力の活用によって財政支出の軽減を図るため、占用主体が道路の維持管理(道路施設への電力供給又は占用区域周辺の除草、清掃)を実施できることとした。これらの措置を活用した事例としては、平成 25 年度に札幌駅・大通駅周辺地区オープンカフェ事業が開始されており、同省では、同制度の運用による好事例を集めて公表し、更なる普及・促進を図ることとしている。

#### (エ) その他の事業

アクションプランでは、従来から取り組んできた P F I 事業についても、民間事業者の創意工夫を喚起し、公的負担の軽減を図ることが重要とされている。

国土交通省では、平成 26 年度から、公営住宅整備事業に係る P F I 導入可能性調査に係る費用を社会資本整備総合交付金の交付対象としている。

また、P F I 事業を B O T 方式で実施する場合、従来は地方公共団体を經由して民間事業者に対し補助金を交付していたが、平成 26 年度からは民間事業者に直接補助することができるよう、制度を拡充した。

#### イ 地方公共団体の対応

アクションプランについては、平成 26 年 6 月に内閣府及び総務省から都道府県及び市区町村に周知されており、その中で、地方公共団体は、アクションプランの方針を踏まえ、P F I 事業の円滑な実施に努めることとされている。

今回、調査対象とした地方公共団体の P F I 事業の取組状況を調査した結果、①収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業、②複数施設の整

図表 1-(3)-⑪

<p>備を束ねて一つの事業とする包括的な契約、③公有地を活用した定期借地権方式によるPPP事業などに取り組む地方公共団体がみられた。これらは、アクションプラン策定前から地方公共団体独自の工夫により取り組んでいる先進的な事例であると考えられる。</p>	
---	--

図表 1-(1)-① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-② P F I 制度の推進・検討体制に係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（民間資金等活用事業推進会議）

第 81 条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 基本方針の案を作成すること。
  - 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（略）

第 82 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
  - 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- （略）

民間資金等活用事業推進会議幹事会について（平成 24 年 8 月 1 日付け民間資金等活用事業推進会議会長決定）（抜粋）

1 民間資金等活用事業推進会議令（平成 23 年政令第 177 号）第 3 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、民間資金等活用事業推進会議における基本方針の案の作成、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整、その施策の実施の推進等に資することを目的として、民間資金等活用事業推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府審議官

副議長 内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官（経済財政-経済社会システム担当）

国土交通省総合政策局長

構成員 内閣府民間資金等活用事業推進室長

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房総括審議官

金融庁総務企画局総括審議官

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房地域力創造審議官

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省大臣官房総括審議官  
厚生労働省政策統括官（社会保障担当）  
農林水産省大臣官房総括審議官  
経済産業省地域経済産業審議官  
環境省大臣官房長  
防衛省経理装備局長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（民間資金等活用事業推進委員会）

第 83 条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

（略）

第 84 条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

（略）

民間資金等活用事業推進室の設置に関する訓令（平成 13 年内閣府訓令第 6 号）（抜粋）

第 1 条 内閣府本府に、民間資金等活用事業推進室（以下「推進室」という。）を置く。

第 2 条 推進室は、政策統括官（経済社会システム担当）の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

（1）行政各部の施策の統一を図るために必要となる経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関するものの企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる事務を除く。）。

（2）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 4 条第 1 項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

（3）民間資金等活用事業推進委員会に関すること。

（略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-③ P F I 制度の推進・検討体制の概要

組織名 (設置根拠)	設置年月日	構成員	業務内容等
民間資金等活用事業推進 会議 (P F I 法第 81 条)	平成 23 年 6 月 30 日	国務大臣	基本方針案の策定、重要施策に関 する審議・実施推進
民間資金等活用事業推進 会議幹事会 (民間資金等活 用事業推進会議会長決定)	平成 24 年 8 月 1 日	各府省庁大 臣官房長等	関係行政機関相互の調整
民間資金等活用事業推進 委員会 (P F I 法第 83 条)	平成 11 年 9 月 24 日	学識経験者	P F I 制度等に対する調査・審議
内閣府民間資金等活用事 業推進室 (平成 13 年内閣府 訓令第 6 号)	平成 13 年 1 月 6 日	現員 19 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 推進のための制度整備</li> <li>・ 各府省と連携し、P F I 推進の ための施策の取りまとめ</li> <li>・ P F I に関する地方公共団体等 への助言・支援</li> </ul>

(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 内閣府民間資金等活用事業推進室の現員数は、平成 26 年 11 月 1 日現在。

図表 1-(1)-④ P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン (平成 25 年 6 月 6 日  
民間資金等活用事業推進会議決定) (抜粋)

## 1 趣旨

平成 11 年に P F I 法 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律。以下「法」という。) が制定されてから平成 24 年度まで、P F I 事業の実績は、事業件数 418 件、契約金額で約 4 兆 1 千億円となっている。しかし、その約 4 分の 3 は、P F I 事業者が整備した施設等の費用と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から「延べ払い」で支払う方式であり、この方式によらず税財源以外の収入 (利用料金等) により費用を回収する事業はわずか 21 件にすぎない。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという法の本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言い難い状況にある。

財政状況が厳しさを増す中、かつて経済成長を支えたインフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務である。そのためには、官と民が適切に連携することにより最適な公共サービスの提供を実現するという、P P P / P F I の本来の趣旨に立ち返り、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

こうしたことから、P P P / P F I について抜本的な改革を行うこととし、民間資金等活用事業推進会議における従前の決定事項の趣旨も踏まえ、新たに、その目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めるものである。

## 2 基本的な考え方

インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であり、今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については P F I 事業を積極的に活用することを基本とする。



その際、P F I について、従来から多く実施されてきた「延べ払い型」からの抜本的な転換を目指すこととし、平成 23 年度改正法により導入された「公共施設等運営権制度」の活用を推進するとともに、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図る。

さらに、より広義な P P P（官民連携）について、民間のイニシアチブで最適なサービスの提供を実現し、もって地域の価値や住民満足度の最大化を図るという P P P の効果を最大限発揮させるために、公的不動産の有効活用などを通じて民間の提案を大胆に取り入れた事業を推進することとする。

こうした P P P / P F I の抜本改革を通じて、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。

また、このような収益性の高い事業を推進することで、インフラファンド等による民間資金の供給が促進されることが期待される。インフラ投資市場が活性化することで、民間の資金提供者の目利き力と提案力、リスク管理能力が発揮され、そのことが事業の成り立ち性を高めることにつながる、という好循環が生まれることになる。

### 3 目標及び具体的取組

上記の考え方を踏まえ、民間と地域の双方にとって魅力的な P P P / P F I 事業として、今後 10 年間（平成 25～34 年）で 12 兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。

※ なお、事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体的な事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

- (1) 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業：2～3 兆円  
（略）
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等：3～4 兆円  
（略）
- (3) 公的不動産の活用など民間の提案を活かした P P P 事業：2 兆円  
（略）
- (4) その他の事業類型：3 兆円  
（略）

図表 1-(1)-⑤ PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)  
(抜粋)

2 集中強化期間における重点分野及び数値目標の設定

上記を踏まえ、集中強化期間における重点分野及び数値目標を設定する。

- ① 向こう3年間(平成26年度から28年度)を集中強化期間とする。
- ② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する重点分野とする。
- ③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。
  - (1) 事業規模目標：2～3兆円
  - (2) 事業件数目標：空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

3 集中強化期間における重点的な取組

集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業等の拡大に向け、各府省が連携しつつ、地方公共団体の協力も得ながら、別紙の取組を推進する。

(別紙)

【事業環境の整備等】

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 仙台空港における運営権者への必要な業務・ノウハウ承継の実施、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せた公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 上下水道における会計上の処理方法に関し、更新投資の償却や税金などの費用処理についての実務的な観点からの整理
- ・ 下水道における実施契約や要求水準の項目や考え方等の整理・公表
- ・ 水道における公共施設等運営事業に係る既存制度を適用する仕組みの検討
- ・ 公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定時の地方公共団体側の業務の地方公営企業法上の取扱、運営権者への公務員の出向等及び下水道分野における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業に対する地方公共団体向けの国庫補助制度の適用等の関連制度について、必要な通知の発出及びガイドライン・手引きの改正等による解釈の明確化
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、首都高速道路築地川区間をモデルケースとしPPPの活用について検討を推進

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援のあり方の検討

- ・ 重点分野を所管する省庁及び総務省における標準的な資産台帳の整備及びアセットマネジメントに係る達成目標の設定や支援の方策の検討
- ・ 民間資金等活用事業推進機構の案件形成支援機能等の活用・強化
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、産官学金からなる地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出
- ・ 関係府省における法務や会計等の専門人材の登用を含めた体制の強化・充実及び案件形成支援の強化

#### 図表 1-(1)-⑥ 公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号。各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務大臣通知）

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号。各都道府県公共施設マネジメント担当部長等宛て総務省自治財政局財務調査課長通知）（抜粋）

#### 第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

##### 五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑦ P F I 事業の実施プロセスにおける手続・留意点の概要等

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑧ 地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル（平成 26 年 6 月）（抜粋）

はじめに

本マニュアルは、平成 25 年 12 月から 26 年 4 月までの間に P F I 推進委員会の下に設置された「手続簡易化ワーキンググループ」（以下「本WG」という。）において検討された P F I 事業の円滑化・迅速化に資する手続簡易化に関する検討結果をまとめたものです。

P F I 法が施行されてから約 15 年が経過する中、P F I 事業の実施経験がある地方公共団体は未だ約 1 割です。その原因の 1 つとして、P F I は「時間がかかる」、「発注手続等が面倒」といった声があります。

このような実態を踏まえ、P F I 事業の実施に関する一連の手続については、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（以下「プロセスガイドライン」という。）において示されていますが、本マニュアルにおいて、P F I 事業未実施地方公共団体への P F I 事業の普及を念頭に、地方公共団体の実務担当者にとっての見やすさ、わかりやすさ、使いやすさを重視し、P F I 事業実施手続の簡易化方法の解説を行いました。

本マニュアルに記載されている簡易化方法においては、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運営業務の内容が定型的な事業であり、過去の P F I 事業において同種事業の実績が数多く存在する事業を対象にしました。

特に、従来の公共調達手法や通常の P F I 事業の実施に関する手続からの手続期間の短縮及び事務負担の軽減に焦点を当てて、具体的な対応策について解説しています。

また、専門的な知識が必要となる手続への対応については、P F I 事業手続を進めていく中で必要な業務についても、地方公共団体とアドバイザー間における業務分担を示し、P F I 手続におけるアドバイザーの活用についても触れるとともに、P F I 実施手続に必要な書類を作成する際の業務負担の軽減のため、標準契約や各種書類の作成素材を作成しています。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑨ 民間提案制度に係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（実施方針の策定の提案）

第 6 条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（公共施設等の管理者等における情報提供・体制整備）

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ 1. 事業の提案

1-2 民間事業者からの提案

（略）

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。

② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。

③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C（Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値）算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。

（略）

（民間提案に必要な書類）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）（抜粋）

（実施方針の策定の提案の添付書類）

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ 1. 事業の提案

1-2 民間事業者からの提案

(2) 民間提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運營業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

③ 評価の過程及び方法

- ア 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
- イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

（民間提案に対するインセンティブ）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）（抜粋）

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

(8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

(13) 民間提案が実施方針の策定に寄与した程度について提案内容の先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、当該提案に対し加点評価を行うなど、適切に評価する。原則として、知的財産に該当するものが評価対象となるが、知的財産に該当しないものについても、個別の事業の内容等に応じ、事業者選定の公平性・透明性・競争性の確保に留意した上で、評価対象を幅広く判断することも可能である。

(14) 実施方針の策定に寄与する提案とは、個別の案件ごとに判断されるべきものであるが、例えば、以下のものが考えられる。

- ① 従来事業実施が難しいと考えられ、実施されていなかった分野や業務について、P F I による事業実施を可能とするような優れた提案がなされた場合。
- ② P F I 事業の実績がある分野や業務において、より効果的・効率的な事業実施を実現するような優れた提案がなされた場合。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑩ P F I 事業民間提案推進マニュアル（平成 26 年 12 月）

(構成)
はじめに
1. 民間提案について
2. 民間提案の実施手続について
(1) 対象事業の抽出（事例：福岡市「民間提案」の募集対象事業一覧表）
(2) 提案受付    － ①受付・問合せ窓口（事例：横浜市「共創フロント」）
－ ②提案書作成に必要な情報の提供（事例：神戸市「公民連携推進室」）
－ ③提案書の記載項目
(3) 提案の検討    － ①検討体制（事例：静岡市、群馬県）
－ ②検討項目
－ ③検討結果の通知・公表（事例：岐阜県）
(4) 実施方針の策定（事例：民間提案に対する評価の反映（我孫子市、新潟市、さいたま市）
3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について（事例：「福岡PPPプラットフォーム」）
別冊 提案書（フォーマット例）
(1) 提案する事業及び提案者
(2) 特定事業の案（公共施設等の種類、概要、維持管理・運營業務の概要、リスク分担案等）
(3) 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果
(4) 評価の過程及び方法（P S C 及び P F I 事業の L C C を算出するための過程及び方法）
(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(2)-① PFI事業の実施プロセスに係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（実施方針）

第 5 条 公共施設等の管理者等は、第 7 条の特定事業の選定及び第 8 条第 1 項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
  - 一 特定事業の選定に関する事項
  - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
  - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
  - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
  - 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
  - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
  - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（実施方針の策定の提案）

第 6 条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（特定事業の選定）

第 7 条 公共施設等の管理者等は、第 5 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第 8 条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

- 2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第 16 条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。



(客観的な評価)

第 11 条 公共施設等の管理者等は、第 7 条の特定事業の選定 及び第 8 条第 1 項の民間事業者の選定 を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

- 2 公共施設等の管理者等は、第 8 条第 1 項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

(選定事業の実施)

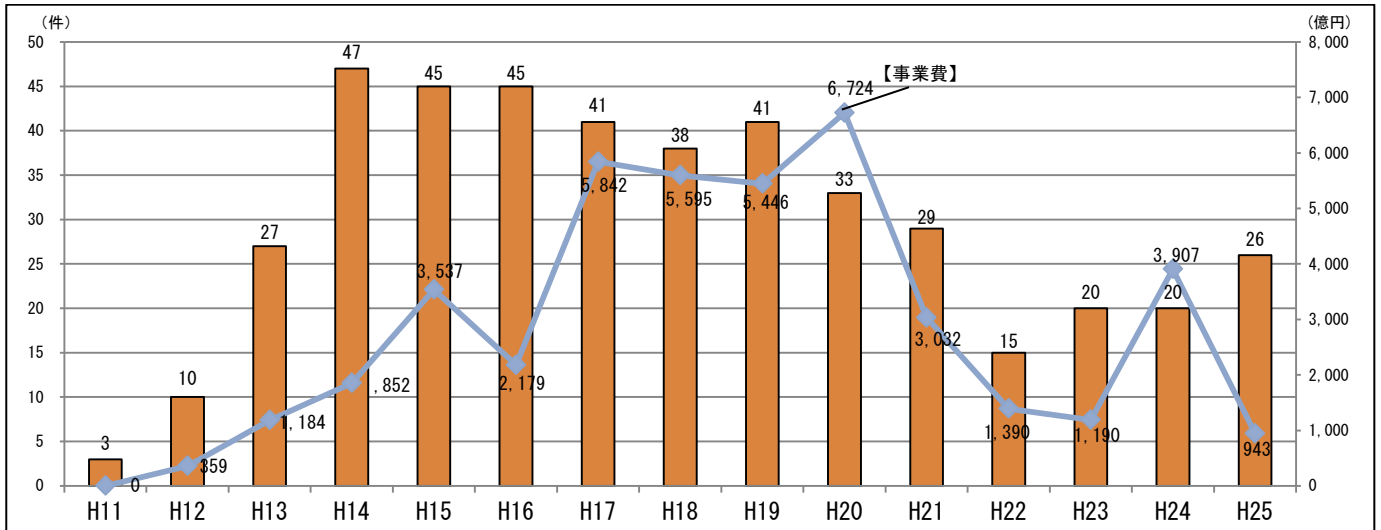
第 14 条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第 16 条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第 22 条第 1 項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

- 2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

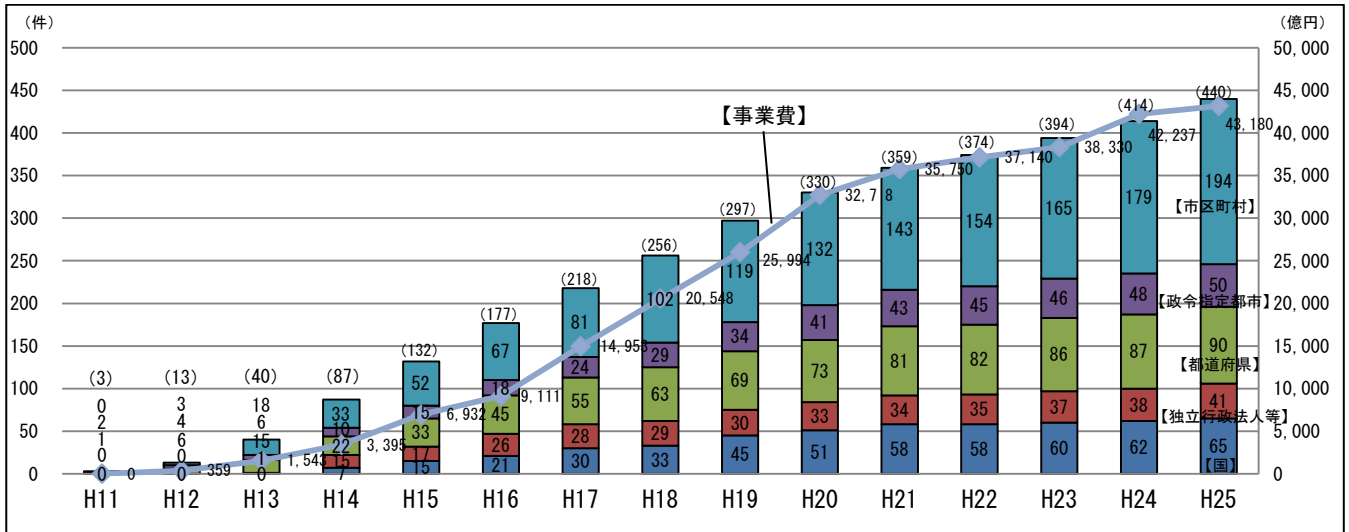
図表 1-(2)-② PFI 事業の実績（平成 25 年度末時点）

表 1 事業数及び事業費の推移（年度別）



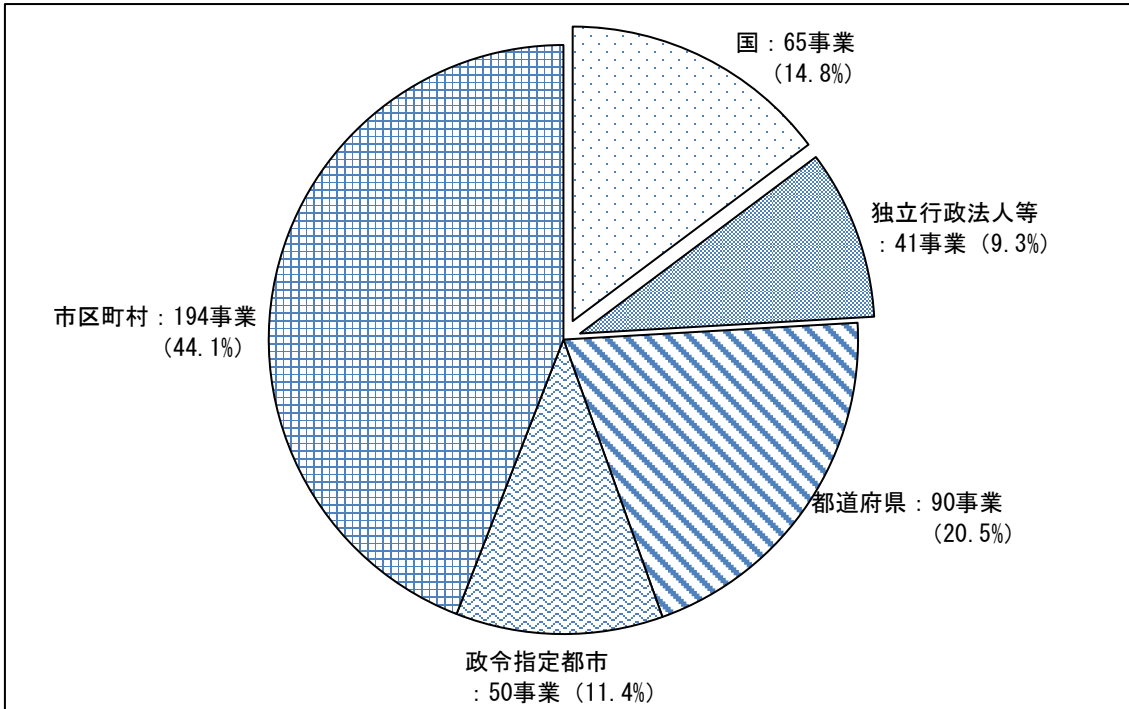
(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
2 事業費は、契約年度ごとに計上している。

表 2 事業数及び事業費の推移（累計）



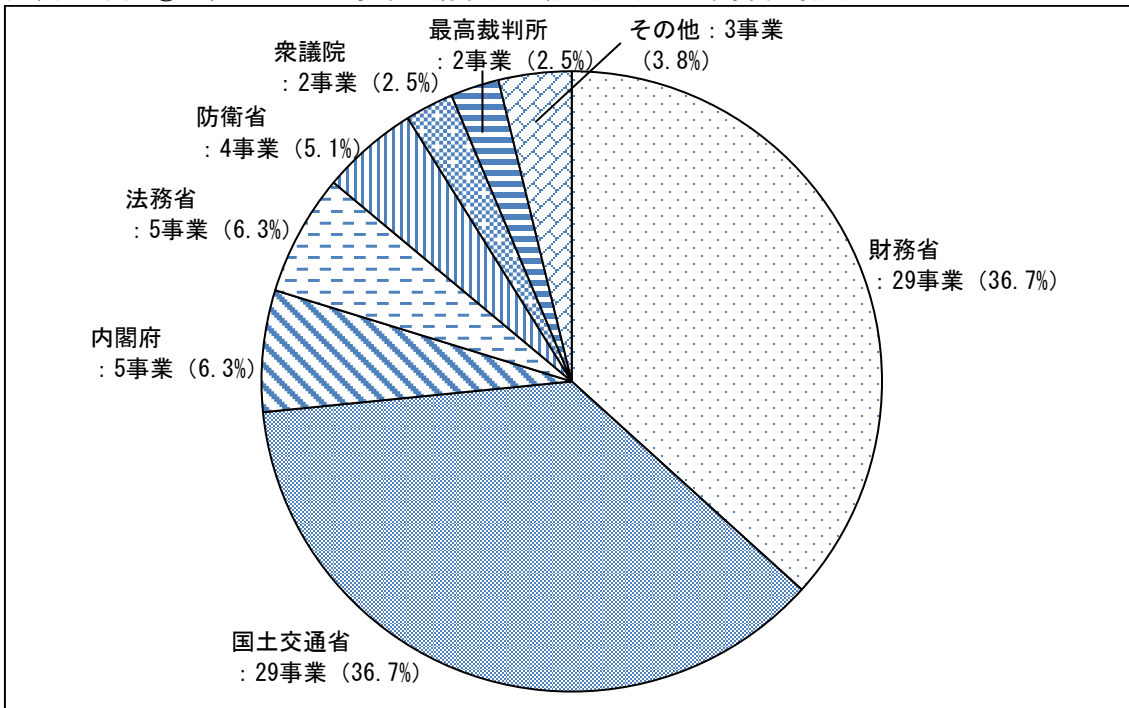
(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
2 サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含まない。  
3 事業費は、公共施設等の管理者が公表した落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであり、また、公的負担のない事業についての事業費は含まない。  
4 国には、1府11省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）のほか、衆議院、参議院、最高裁判所を含む。  
5 国と市区町村の共管事業は国に、都道府県と市区町村の共管事業は都道府県に分類している。  
6 独立行政法人等には、各国立大学法人を含む。  
7 平成 25 年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。  
8 市区町村には、一部事務組合を含む。

図表 1-(2)-③ 事業主体別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点)



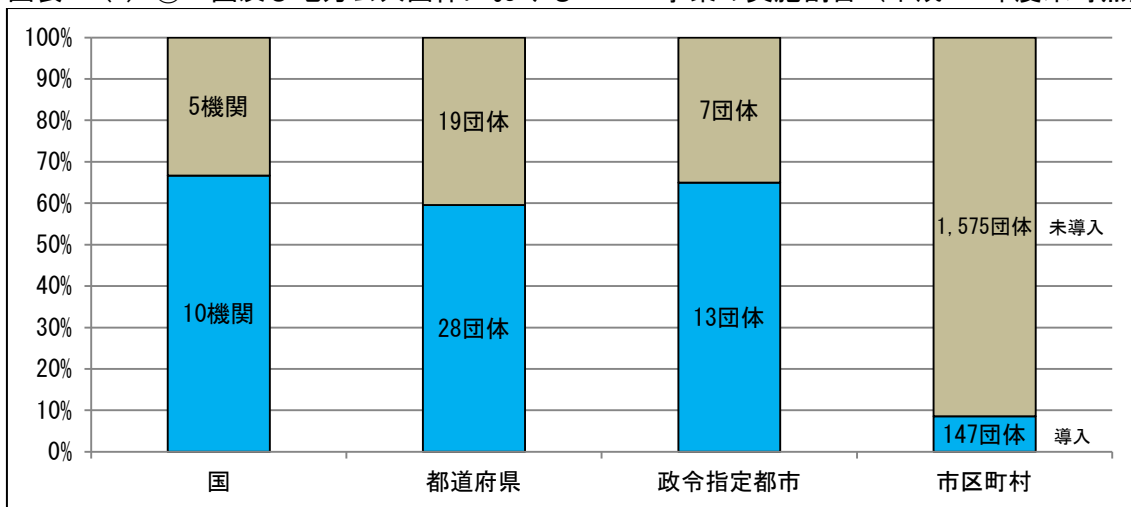
(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(2)-④ 国の P F I 事業の府省別内訳 (平成 25 年度末時点)



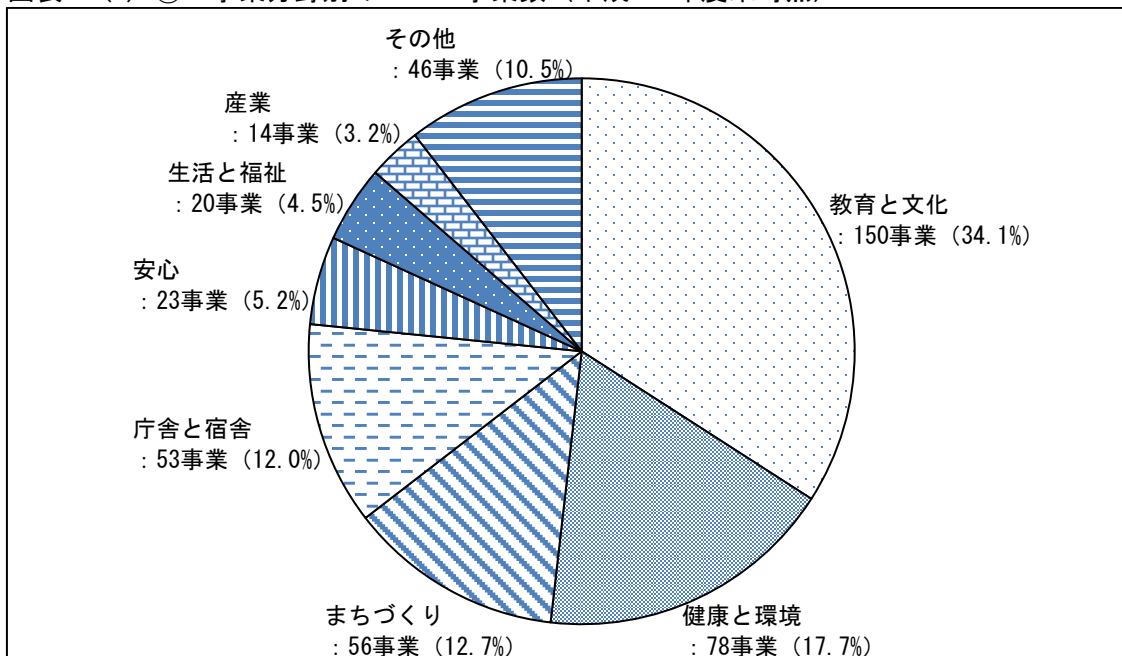
- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 複数府省共管の事業 (計 14 件) は、それぞれの区分に計上している。  
 3 「その他」は、文部科学省、外務省、参議院である。

図表 1-(2)-⑤ 国及び地方公共団体における P F I 事業の実施割合（平成 25 年度末時点）



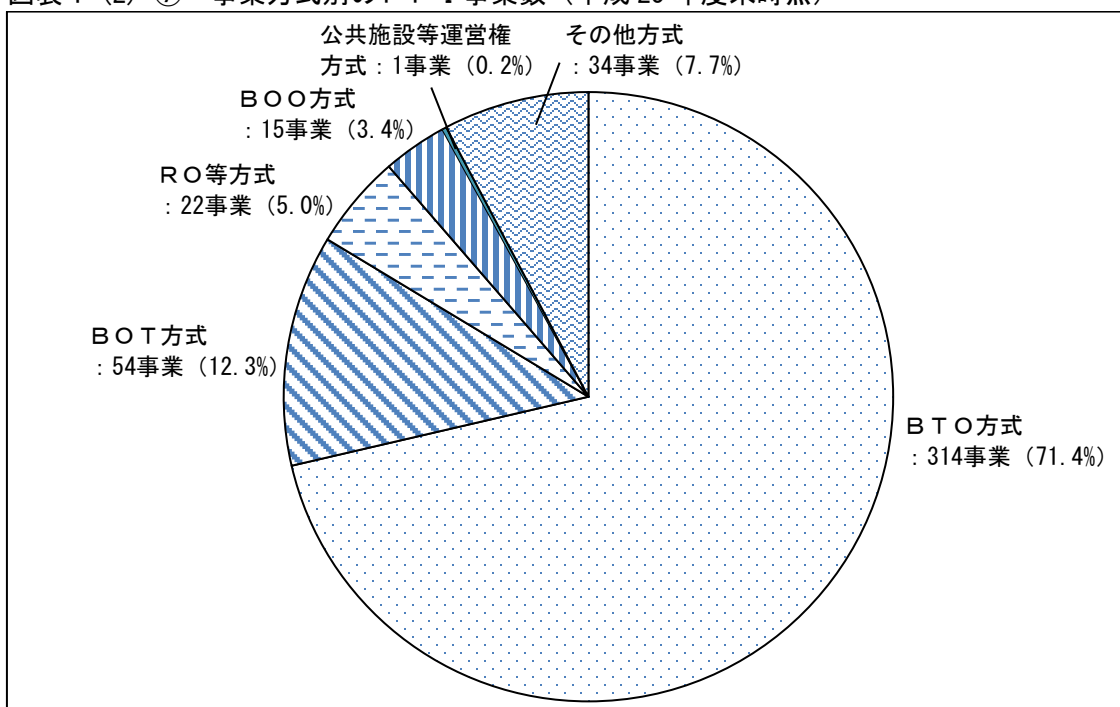
- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 国は、1府11省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）のほか、衆議院、参議院、最高裁判所の合計15機関。  
 3 平成25年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。  
 4 都道府県、政令指定都市、市区町村の母数（都道府県47、政令指定都市20、市区町村1,722）は、平成25年度末時点のもの。

図表 1-(2)-⑥ 事業分野別の P F I 事業数（平成 25 年度末時点）



- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 教育と文化（学校、図書館、美術館、ホール等）、健康と環境（病院、斎場、浄化槽等）、まちづくり（駐車場、空港、公園、公営住宅等）、庁舎と宿舍（事務庁舎、宿舍等）、安心（警察施設、消防施設、刑事施設等）、生活と福祉（老人福祉施設等）、産業（卸売市場、観光施設等）、その他（複合施設、道の駅等）

図表 1-(2)-⑦ 事業方式別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点)



- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
- 2 BOT方式とは、「Build-Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。
- 3 BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。
- 4 BOO方式とは、「Build-Own-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点ではBOT方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点が異なる。
- 5 RO方式とは、「Rehabilitate-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。
- 6 RTO方式とは、「Rehabilitate-Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修し、完工直後に公共施設の改修部分の所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。

図表 1-(3)-① 成長戦略進化のための今後の検討方針 (平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議) (抜粋)

III. 成長の果実の地域・中小企業への波及と、持続可能性のある新たな地域構造の創出

⑤ PPP/PFIの活用促進に向けた事業環境・体制の整備

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)の着実な推進を図ることにより、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を実現しつつ、インフラ運営を担う競争力のある事業者の育成とインフラ運営市場の拡大を図る。このため、インフラ事業におけるPPP/PFIの活用をより促進するための地方公共団体への理解の醸成促進及びインセンティブの付与とともに、民間事業者の参入意思決定を容易にするための財務書類等インフラ事業情報の整備・開示等の環境整備、事務手続きの簡素化及び受け皿となる民間セクターの運営ノウハウ蓄積を円滑に進めるための専門家の育成・活用等の体制整備等の活用促進策について検討を加える。

また、地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション制度の活用については、「構造改革特別区域の第 23 次提案等に対する政府の対応方針」(平成 25 年 10 月 11 日構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、平成 25 年度中に結論を得て、できるだけ早期に法制上の措置を講ずる。

図表 1-(3)-② 空港における公共施設等運営権制度の導入状況

- 国土交通省では、空港への公共施設等運営権制度の導入を推進するため、平成 25 年に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（平成 25 年法律第 67 号）（以下「民活空港運営法」という。）を制定し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業とで異なっている運営主体について、公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法令の特例を設ける等の所要の措置を講じることとされている。
- 兵庫県では、コウノトリ但馬空港における空港基本施設とターミナルビル施設、駐車場など空港周辺施設の運営を一体化し、効率的な運営体制を構築するため、平成 26 年 6 月に公共施設等運営権を設定し、平成 27 年 1 月 1 日に、但馬空港運営事業を開始している。同事業は、空港基本施設とターミナルビル等の管理運営の一体化により、業務の効率化及び経費の節減を図ることを目標としており、公募によらず随意契約で運営権者を設定していること、運営権対価を設定しないことなど、通常の公共施設等運営権事業とは異なる形態を取っているが、内閣府では、公共施設等運営権方式による最初の事業であるとしている。
- また、国土交通省では、仙台空港における滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、民間の資金及び経営能力の活用により一体的に行い、内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化を図ることを目的として、仙台空港特定運営事業を実施することとしている。同事業は、平成 26 年 4 月に実施方針が公表され、28 年 3 月の事業開始を目指している。
- さらに、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生及び強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大等を目的として、両空港の経営統合を行い、事業を運営する権利を一体で民間事業者が付与することが検討され、平成 23 年に「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成 23 年法律第 54 号）が制定された。これに基づき、両空港では、平成 24 年 7 月に新関西国際空港株式会社の下、経営統合が行われ、現在、同社が両空港を一体的に運営している。同社は、平成 26 年 7 月に実施方針を公表し、28 年 1 月頃の事業開始を目指している。
- このほか、静岡空港、高松空港等において、公共施設等運営権導入に向けての検討が行われている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-③ 空港運営権事業に係る事例

事例①（コウノトリ但馬空港）	
【名称】	但馬空港運営事業
【公共施設等の管理者等】	兵庫県知事
【公共施設等の所在地】	兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺
【事業期間】	事業開始日から5年を経過する日が属する年度末まで
【選定事業者】	但馬空港ターミナル株式会社
【業務範囲】	
① 空港運営事業	空港の維持管理業務、空港の運營業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受
② 空港航空保安施設運営事業	空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運營業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその収受
③ 環境対策業務	
④ その他附帯する事業	運営権者が実施義務を負う事業・業務（ターミナルビル事業等）、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその収受
【スケジュール】	
平成 26 年 4 月 11 日	実施方針公表、特定事業選定・公表
5 月 19 日	民間事業者の選定
6 月 11 日	公共施設等運営権の設定
7 月 28 日	運営権実施契約の締結
平成 27 年 1 月 1 日	運営開始

(注) 但馬空港運営権実施契約等に基づき、当省が作成した。

事例②（仙台空港）	
【名称】	仙台空港特定運営事業等
【公共施設等の管理者等】	国土交通大臣
【公共施設等の所在地】	宮城県名取市下増田字南原
【事業期間】	事業の開始時期から最長 65 年間
【業務範囲】	
① 空港運営等事業（滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・収受等）	
② 空港航空保安施設運営等事業（航空灯火等の維持管理・運営等）	
③ 環境対策事業（緑地帯その他の緩衝地帯の造成・管理等）	
④ ビル・駐車場事業（旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業）	
【スケジュール】	
平成 26 年 6 月	特定事業の選定、募集要項等の公表
平成 27 年 8 月頃	優先交渉権者の選定
11 月頃	運営権の設定、実施契約の締結
平成 28 年 3 月下旬	運営開始

(注) 仙台空港特定運営事業等実施方針等に基づき、当省が作成した。

### 事例③（関空・伊丹空港）

【名称】 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等

【公共施設等の管理者等】 新関西国際空港株式会社 代表取締役社長

【公共施設等の所在地】 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地、  
大阪府豊中市蛍池西町3丁目555番地 他

【事業期間】 平成27年度中を想定する事業の開始時期から平成71年度末までの45年間

#### 【業務範囲】

##### ① 特定空港運営事業に係る業務

- ・ 空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン等）及び不可分一体をなす付帯施設（駐車場、排水施設、道路等）、空港航空保安施設、空港機能施設（旅客施設、貨物施設等）、空港利便施設（事務所、宿泊施設等）等の運営・維持管理業務
- ・ 環境対策事業
- ・ 附帯業務（空港事務所への土地貸付業務、新関空会社への事務所貸付等）

##### ② 管理受託業務

- ・ 関西国際空港における給油施設の管理受託事務
- ・ 関西国際空港連絡鉄道線鉄道施設の管理受託事務

##### ③ その他の業務

- ・ 売却予定移転補償跡地の賃借及び管理・処分受託事務
- ・ 新関西国際空港株式会社から株式を譲渡された新関西国際空港株式会社のグループ会社が事業開始日時点において実施している事業（新関西国際空港株式会社が委託している業務については、運営権者が委託を継続する。）

#### 【スケジュール】

平成26年9月 特定事業の選定

10月 関心表明書の受付

11月 募集要項等の配布

平成27年7月頃 優先交渉権者の選定

9月頃 運営権の設定、実施契約の締結

平成28年1月頃 運営開始

(注) 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針等に基づき、当省が作成した。



図表 1-(3)-④ 空港への公共施設等運営権制度導入の動き

空港名	具体的な取組内容
北海道内の空港	「空港運営に関する有識者懇談会報告書」の提言等を受けて、北海道は、道内 13 空港の関係者からなる「道内空港の運営に関する検討会議」を平成 24 年に設置
静岡空港	平成 24 年に静岡県が行った導入可能性調査の結果、静岡県と静岡空港株式会社との単純収支合算では赤字となるが、制度導入によるコスト削減や収益増加の可能性により、将来的な黒字化は可能な範囲であるという結論であった。今後は、新たな空港経営を実現するために設置された「先導的空港経営推進会議」からの助言や公共施設等運営権制度の導入を進めている仙台空港の事例を参考にして検討を重ね、早ければ平成 31 年度に公共施設等運営権を導入することを考えているとしている。
広島空港	空港運営権の民間委託導入について検討するため、広島県は、平成 24 年度、広島空港の運営に関する調査検討事業を実施
高松空港	平成 25 年度、国土交通省の先導的官民連携支援事業の補助を受け、香川県は、高松空港における運営権委託導入検討調査を実施
福岡空港	平成 26 年 11 月、福岡県及び福岡市から「民間委託に関する手続きを円滑に進めてほしい」旨の意見書が国土交通省へ提出されたところ
有明佐賀空港	平成 23 年度、国土交通省の先導的官民連携支援事業の補助を受け、佐賀県は、民間運営委託検討調査を実施

(注) 当省調査及び国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(3)-⑤ 上水道における公共施設等運営権制度の導入状況

<p>○ 厚生労働省では、従来、公表していた水道事業に関する官民連携関係の手引きである「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」(平成 20 年 6 月策定)、「第三者委託実施の手引き」(平成 23 年 3 月改訂)及び「水道事業における P F I 導入検討の手引き」(平成 19 年 3 月策定)を集約するとともに、公共施設等運営事業に関する事項を追記するなど各種情報を更新し、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を作成し、水道事業に公共施設等運営権制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめている。</p> <p>○ さらに、同省では、集中強化期間取組方針の目標を達成するため、上水道事業の運営に民間事業者を活用することを具体的に検討している地方公共団体からの聞き取りや、広く地方公共団体に対する呼びかけを必要に応じて実施することとしている。</p>
---

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑥ 水道事業における官民連携に関する手引き (平成 26 年 3 月) (抜粋)

<p>3. コンセッション型における検討内容</p> <p>3.1. コンセッション導入における検討事項</p> <p>ここでは、水道事業にコンセッション制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。</p>
--

### 3.1.1. 水道事業の経営主体及び認可

1. コンセッション制度により水道事業運営を行う場合、経営主体は当該地方公共団体以外の運営権者（以下「運営権者」という。）となるため、事業を引き継ぐ運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可の申請手続きを行うとともに当該地方公共団体は事業の廃止許可の手続きを行う。

#### 〔解説〕

#### 1. について

水道法第 6 条（事業の認可及び経営主体）の規定により、水道事業を運営しようとする者は厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。また、民間資金を活用したコンセッション制度等を導入する際の基本方針が示された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）の中にも、「事業を運営するには、各事業法に基づく許可等を受けることが必要」との記載があり、ここでいう許可等とは、水道法上の事業の認可にあたる。このためコンセッション制度を利用して水道事業運営を行おうとする運営権者は、厚生労働大臣または都道府県知事に対して水道事業の経営認可の申請を行うことが必要である。

一方、水道法第 8 条（認可基準）第 4 号の規定により、当該地方公共団体と運営権者とで給水区域が重複することは認められないため、運営権者が事業の認可を受ける場合には、それまで認可を受けていた当該地方公共団体の水道事業者等は、水道法第 11 条（事業の休止及び廃止）の規定により廃止の許可を受ける必要がある。

なお、水道事業の継続性を確保するため、当該地方公共団体による事業の廃止許可日と運営権者による事業の経営認可日の間に事業の空白期間が生じないように慎重に各申請手続きを進めることが必要である。

地方公共団体以外の運営権者が認可の申請をする場合、認可を受けた後において、水道料金等の供給規程に定められた条件を変更しようとする際には、厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要となる。その際の認可は水道法第 11 条の事業の変更認可にはあたらないため、水道料金のみを変更しようとする場合などは、料金の算定根拠やそれに関連する財務状況に関する資料等を申請書類として添付することとなる。

### 図表 1-(3)-⑦ 下水道における公共施設等運営権制度の導入状況

国土交通省では、公共施設等運営権を活用した下水道施設を整備するための指針として、平成 26 年 3 月に、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定している。なお、同省では、同ガイドラインは、実施事例が存在しない公共施設等運営権方式について先行的に解説したものであり、今後の下水道分野における P F I 事業の進展に応じて見直しを行っていくこととしている。

（注）当省の調査結果による。

#### 図表 1-(3)-⑧ 道路における公共施設等運営権制度の導入状況

国土交通省は、平成 24 年 3 月に愛知県から、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするよう構造改革特別区域提案を受けた。これを受けて、平成 26 年 5 月、構造改革特別区域推進本部決定により、新たに構造改革特別区域において、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）の特例を設けることとされ、27 年 4 月「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

(注) 当省の調査結果による。

#### 図表 1-(3)-⑨ 公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続に係る状況

- 内閣府は、公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、手続を一体的に行えるよう、条例の制定等に関して留意すべき事項を公共施設等運営権ガイドラインにまとめ、平成 25 年 6 月に公表した。
- また、空港、上水道及び下水道事業の公共施設等運営権設定時における指定管理者制度の必要性について、各施設の所管省と指定管理者制度を所管する総務省が協議を行い、その結果、下水道については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の解釈において、民間事業者による公共施設の使用許可等の公権力の行使は実施できないことと整理されていること、上水道については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定により、市町村以外の者であっても厚生労働大臣の認可及び市町村長の同意を得れば水道事業者の権限を行使することができることとされていること、空港については、民活空港運営法の規定により、空港運営権者も空港供用規程及び空港保安管理規程を策定し、これにしたがって自ら管理の作用を行うことができるとされていることを踏まえ、それぞれ公共施設等運営権の導入に当たって、指定管理者の指定は不要であると結論づけられている。
- さらに、総務省では、地方公共団体における公共施設等運営権制度の導入を促進する観点から、導入の際に必要な手続の詳細、手続の省略・短縮の可能性について調査研究を行い、その結果を、「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」（平成 26 年 3 月）として取りまとめ公表したほか、同年 6 月には、上記の協議結果を踏まえ、公共施設等運営権制度と指定管理者制度の適用関係を整理し、両者の併用が不要なケース等を、都道府県及び市区町村に対して通知している。

(注) 当省の調査結果による。

#### 図表 1-(3)-⑩ 公務員の出向等に関する法的根拠の整備状況

空港等において公共施設等運営事業を実施する場合、従来、公務員が担ってきた運営業務を民間事業者が行うことになることから、空港の効率的な業務の遂行を図るためには、経験、ノウハウを有する公務員を民間事業者である運営権者へ派遣することが必要とされている。しかし、公務員の民間事業者への出向等については、現行制度では、派遣の目的や派遣先等の制約が存在することから、内閣府では、公務員を運営権者へ出向させるため、PFI法の改正を検討しているところであり、平成 27 年 3 月 24 日に同法の改正案が閣議決定されている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑪ 地方公共団体の取組状況

(1) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業及び複数施設の整備を束ねて一つの事業とする包括的な契約	
北九州市	<p>市は、収益施設の併設、業績連動制、複数施設を束ねた包括的契約を活用した以下の2つの事業を実施している。</p> <p>i) 平成21年(実施方針公表)の黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業は、緑地、図書館、ホール等の公共施設を整備・運営するほか、マンション、スーパーマーケット等の民間収益施設を併設している。また、これらの施設に係るサービス購入料について、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料を増額、下回る場合は減額することとしている。</p> <p>ii) 平成18年(実施方針公表)の市立思永中学校整備PFI事業は、学校施設(校舎、屋内運動場、プール等施設、屋外運動場及び付帯設備)の整備・運営を行うほか、事業地内において独立採算型の民間収益事業として、「大学院・地域連携センター」を建設し、地元大学による運営を行っている。大学院・地域連携センターでは、会議室、スタジオ等の施設を貸し出しており、また、事業契約において、中学校に併設したプールの運営に係るサービス購入料について、インセンティブ制及びペナルティ制を設けている。</p> <p>なお、市では、PPP/PFIを推進するためには、市の職員に対しその必要性について啓発する必要があるとして、「PPP(公民連携)フォーラム」(注)を開催するとともに、市におけるPFIの具体的事例等について取りまとめた冊子を配付しており、この冊子の中で、市立思永中学校整備PFI事業の紹介を行っている。</p> <p>また、アクションプランの策定前から事業担当部局に対し、実施方針を策定する前の段階において、収益施設の併設を検討するよう要請している。</p> <p>(注)平成21年度及び22年度に1回ずつ開催。</p>
まんのう町	<p>平成22年(実施方針公表)の町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業において、PFIを活用し、中学校、町民体育館及び町立図書館の整備に当たり、これらの事業を一の事業主体が一体的に行う契約とした。</p>
大洲市	<p>市内の幼稚園、小学校及び中学校のうち、旧耐震基準適用の16校(42棟)について、従来の入札契約方式では個別に発注していた耐震補強に係る業務や工事を包括して発注し、民間資金を活用して耐震補強の早期実現を図る事業を実施する予定である。</p>

## (2) 公的不動産の有効活用

東京都	平成 16 年（実施方針公表）の神宮前一丁目民活再生プロジェクトにおいて、民活手法により広大な都有地の活用を図っている。これは、渋谷区神宮前の広大な土地に、老朽化した原宿警察署及び单身待機宿舎を P F I 手法によって移転・改築するとともに、その余剰地に定期借地権方式を活用して商業系施設や住宅を整備（P F I 付帯事業）したものである。都では、こうした P F I 事業と定期借地権による付帯事業との組合せによる相乗効果により、都が直接実施する場合との比較で、財政負担を 44%程度縮減することができたとしている。
群馬県	平成 25 年（事業契約締結）の学生寮上毛学舎再整備事業において、県有地を活用した P P P 事業を実施している。これは、世田谷区経堂の群馬県有地にある群馬県所有の学生寮を再建するにあたり、底地（注）の一部を民間に定期借地権で貸し付け、その借地料を財源として新たな学生寮と県職員の公舎を整備する方式で行うものである。 （注）借地権のついた宅地の所有権のことを指す。
奈良県	平成 20 年（事業契約締結）の県養徳学舎整備事業（P P P 事業）において、同様の取組を実施している。これは、文京区小日向の奈良県有地の一部に定期借地権を設定して民間事業者へ賃貸し、残りの敷地に養徳学舎（学生寮）を建設するものである。これにより、県は養徳学舎の再建に係る費用を定期借地権設定による地代収入の一部と相殺できる上、相殺した残りの地代収入は県の歳入として受け取ることができる。従前は維持管理費の一部を県が負担していたが、建替えにより部屋数が増加し、寮費等を増額したため、維持管理費はすべて寮費等収入で手当てできるようになった。県では、支出負担をなくすことができ、メリットが大きいとしている。
福岡市	平成 26 年（事業契約締結）の中央児童会館等建替え整備事業において、公的不動産を活用した P P P 事業を実施する予定である。これは、老朽化した児童会館を建て替えるための手法として、「定期借地・賃借入居方式」を採用することとし、市の土地を民間事業者へ賃貸し、民間事業者が建設・所有する複合施設に市が賃借入居するというものである。
紫波町	平成 24 年（事業契約締結）の新庁舎整備事業において、新庁舎とともに、民間テナント（飲食、物販等）及び町営の情報交流館（図書館・地域交流センター）で構成される官民複合施設（オガールプラザ）を整備している。この事業は、紫波中央駅前の町有地を活用し、町は民間床部分に設定された定期借地権による賃料収入を得ている。

（注）当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p><b>2 PFIを推進する上での課題</b></p> <p>PFI事業は、PFI法の規定に加え、整備する公共施設等に係る個別の法律等の規定に基づき実施するものであることや、従来の公共事業とは異なる手続で実施することから、個別法等との必要な調整、公共施設等の管理者等におけるPFI法の十分な理解、PFI事業に関する情報・ノウハウの蓄積等が重要と考えられる。</p> <p>また、国は、PFI事業を推進するため、アクションプランの策定、各種ガイドライン・マニュアルの整備等の取組を行っているが、現状では、PFI事業の事業費ベースの実績が近年、減少傾向になっていること、市区町村におけるPFI事業の実施割合が低調なものとなっていることから、国による効果的な支援の実施も重要と考えられる。</p> <p>今回、PFIの推進に関する関係行政の実施状況を調査した結果、PFI事業を実施する上で必要な環境の整備、PFI事業の検討・導入に対する支援、PFI事業を実施する上で参考となる情報の提供等について、次のような課題がみられた。</p> <p><b>(1) PFI事業環境の整備</b></p> <p><b>ア BOT方式のPFI事業における負担金等の交付</b></p> <p>PFI事業の事業方式には、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式、RTO方式等がある。</p> <p>平成25年度末現在の440のPFI事業の事業方式別の事業数をみると、BTO方式が314事業と最も多く、次いで、BOT方式が54事業、RO・RTO方式が22事業となっており、BTO方式及びBOT方式で全体の83.6%（368事業）を占めている。</p> <p>BOT方式は、PFI事業期間中、PFI事業を実施する民間事業者自らが公共施設等を所有しているため、そのメリットとして、①BTO方式に比べ、運営の裁量性・自由度が増す等、事業者の創意工夫を一層発揮し易い、②修繕リスク等、想定されるリスクの多くをPFI事業を実施する民間事業者に移転し易いとしている地方公共団体もみられる。</p> <p>このように、BOT方式は、民間のノウハウの活用拡大、地方公共団体におけるリスク負担の軽減等のメリットがあると考えられる。</p> <p>また、BOT方式のデメリットと考えられていた災害時の緊急対応についても、東日本大震災において、迅速な対応による学校給食センターの復旧が進められており、BOT方式であるがゆえの制約は発生していない（民間所有であるBOT方式であるがゆえに、より迅速な復旧が進められたとの見方もある。）としている地方公共団体もみられる。</p> <p>PFI事業の事業方式は、公共施設等の管理者等が、事業の特性や制度上の制約等を総合的に勘案し、最終的に決定するものであるが、BOT方式を選択するに当たって支障となると考えられる以下の課題がみられた。</p>	<p>図表1-(2)-⑦ (再掲)</p> <p>図表2-(1)-①</p>

#### (7) BOT方式のPFI事業における負担金等の交付算定

文部科学省では、公立学校施設（校舎、学校給食施設等）の整備に対し、公立学校施設整備費（公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金（復興特会事業を含む。）。以下同じ。）を交付しており、公立学校施設整備費負担金は、公立学校の校舎の新築、増築等を、学校施設環境改善交付金は、公立学校施設の改築等を交付の対象としている。

BOT方式で施設を整備する場合、公共施設等の管理者等からPFI事業を実施する民間事業者に対する当該施設の新築等の整備に要した費用に相当する額の支払いは、当該施設が建設された時点での一時支払いとPFI事業期間を通じた割賦支払いの併用、PFI事業期間を通じた割賦支払い等、複数の方法が考えられ、また、当該民間事業者から公共施設等の管理者等への施設の所有権の移転（譲渡）は、無償又は有償で行われる。

これら無償又は有償で行われる所有権の移転時に要する買収費が、施設の新築等に要した費用に相当する額として公立学校施設整備費の交付対象となる。文部科学省では、交付の算定方法等は、PFI事業以外の場合と同様であるとしているが、当該交付対象となる買収費は、所有権移転時に要した費用であることから、無償で行われる移転に対しては、交付が行われないことが懸念される。

また、BOT方式で学校給食センターの整備・運営を行うPFI事業を実施しているものの中には、公立学校施設整備費の交付を想定し、独自の交付額の想定に基づきVFMを算定しているものがある。当該事業に係る施設整備費相当額の支払いは、維持管理・運営期間中、毎年四半期ごとに支払うこととし、所有権の譲渡は無償としているが、これらの想定等が異なる可能性がある。

図表 2-(1)-②  
図表 2-(1)-③  
図表 2-(1)-④

#### (4) BOT方式のPFI事業における負担金等の交付時期

公立学校施設整備費は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日。18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）において、地方公共団体が所有権を有する施設を交付の対象としている。

今回、調査した43のPFI事業のうち、公立学校施設（校舎、学校給食施設等）の整備等を内容としているものは5事業である。このうち、1事業の公共施設等の管理者等では、BOT方式はBTO方式に比べ長期間にわたる最適な維持管理が期待できるとして、公立中学校、公立体育館（兼中学校体育館）及び公立図書館の3施設の整備等を内容とするPFI事業をBOT方式により実施することを考えていたものの、BOT方式で実施した場合、当該負担金等の交付時期が負担金等の交付対象施設の所有権が公共に移転されるPFI事業期間終了時（25年後）となるため、当該負担金等の交付対象となる公立中学校及び公立体育館については、BTO方式で実施している。このことについて、当該地方公共団体では、BOT方式であってもBTO方式と同様に、施設の完工時点での負担金等の交付が受けられるようにしてほしいとしている。

図表 2-(1)-⑤

また、P F I 事業を未実施の調査対象地方公共団体から、給食施設をB O T方式で整備する場合、補助の適用時期が事業期間終了後となり、採用が困難であることから、B T O方式と同様に施設の完工時に補助適用となるよう改善してほしいとの意見がみられた。

図表 2-(1)-⑥

一方、文部科学省では、公立学校施設整備費について、B O T方式における公立学校施設の完工時の負担金等の交付について、以下のとおり説明している。

図表 2-(1)-④  
(再掲)

- ① 公立学校施設整備費の支出対象は公共の資産を形成するものに限定されており、B O T方式における施設完工時に国庫補助を行うことは、資産を形成しない事業に対し補助を行うことと同義である。
- ② 運用細目の規定において、交付の対象となる経費である買収費には、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。」とされており、現時点では、所有権を取得していない地方公共団体に対し、国庫補助を行うことはできない。
- ③ 公立学校の管理者たる地方公共団体に学校施設の所有権がないことは、直ちに法令に違反するとは解されないが、円滑な義務教育活動を担保する上で、地方公共団体が学校施設を所有していることが望ましいことは明らかであり、学校施設の所有権を有し円滑な義務教育が保障されることと、P F I 事業の民間事業者が倒産すること等のリスクを抱えてでもB O T方式による施設完工時に国庫補助を行うこととのメリット・デメリットを比較衡量し、後者のメリットがより大きいことを対外的に説明できるかの検討が必要である。

文部科学省では、上記のとおり、公立学校施設整備費について、B O T方式における施設の完工時における負担金等の交付を現時点においては認めていないが、B T O方式もある中で、B O T方式を選択するメリットや必要性が明確なものとなっているのであれば、B O T方式における施設の完工時における負担金等の交付の可能性もあるとしている。

公立学校施設におけるB O T方式のメリットとしては、例えば、①B T O方式の場合、施設の修繕や改修に当たり、当該施設の所有権を有する公共施設等の管理者等において修繕等すべき場合が生じた際における必要な調達事務手続に時間を要することや、予算に不足が生じれば、児童や生徒の使用する当該施設の修繕等が翌年度とならざるを得なくなること等が生じることもあるが、B O T方式の場合、当該施設の所有権を有する民間事業者自らが修繕等を行うことにより、これらを解消できること、②学校給食センターにおいて、当該センターの使用を通じた調理設備の大規模な配置の変更等における民間事業者の創意工夫の余地の拡大や迅速な対応ができることなどが考えられる。

また、P F I 事業の場合、公共施設等の管理者等とP F I 事業を実施する民間



事業者との間でPFI事業契約が締結されるが、「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」（平成22年3月30日民間資金等活用事業推進委員会）においても記載されているとおり、PFI事業契約には、①PFI事業を実施する民間事業者が整備した公共施設等のPFI事業期間中の譲渡等の禁止、②公共施設等の引渡し、所有権の公共施設等の管理者等への移転、③PFI事業を実施する民間事業者の経営が悪化し、義務を履行できない場合に備えた契約保証金の納付、④PFI事業を実施する民間事業者の経営状況の報告、⑤公共施設等の管理者等と金融機関との直接協定の締結等について規定されることが通例である。これらを規定することにより、BOT方式であっても、負担金等の交付対象施設がPFI事業期間終了時に公共施設等の管理者等の所有（公共の資産）となることを担保することは可能であり、負担金等の交付について、当該交付対象施設を公共による資産を形成するものと同等の取扱いとすることが許容されるところと考えられる。また、負担金等の交付目的である公立学校施設の整備による教育の円滑な実施に必要な施設、PFI事業を実施する民間事業者の安定的な経営やPFI事業の継続を維持することは可能であると考えられる。

さらに、PFI事業契約において、不動産登記法（平成16年法律第123号）第105条に基づく施設の所有権の移転の仮登記を行う旨を規定し、当該規定による施設の所有権の公共施設等の管理者等への移転の仮登記を行うことにより、PFI事業期間終了時における公共施設等の管理者等による施設の所有権の取得を担保することも可能と考えられる。

図表2-(1)-⑦

#### イ PFI事業における業務の再委託の禁止

PFI事業は、PFI法第8条第2項及び第14条第1項に基づき、公共施設等の管理者等とPFI事業を実施する民間事業者として設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で締結されるPFI事業契約に従って実施されることが通例となっており、公共施設等の建設、維持管理、運営等の個別の業務は、SPCを構成する事業者等が実施している。

図表2-(1)-⑧

また、PFI事業契約は、公共施設等の管理者等とSPCとの間で締結されるため、当該SPCからSPCを構成する事業者等へのPFI事業に含まれる業務の委託は、再委託の形態となる。しかし、業務によっては、法律等で再委託が禁止されているものがあり、以下のとおり、当該再委託の禁止が、PFI事業の実施に当たり、支障となる場合がある。

#### (7) 病院、診療所等における日常的な清掃業務の再委託の禁止

病院、診療所等の日常的な清掃業務については、厚生労働省に設置された「医療関連サービス基本問題検討会」の「院内清掃及び消毒委員会」が平成4年8月11日に取りまとめた「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告」において、「委託業務のうち、日常的な業務の再委託は認めるべきではない」とされ、当該業務については、厚生労働省が都道府県に対し発出した「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号各都道府県衛生主管部

図表2-(1)-⑨

図表2-(1)-⑩

図表2-(1)-⑪

<p>(局) 長宛て厚生省健康政策局指導課長通知) において、「委託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと」とされ、再委託が禁止されている。</p> <p>今回、調査した 43 の P F I 事業のうち、病院の整備等を内容としている P F I 事業の公共施設等の管理者等からは、S P C が P F I 事業を実施する事業者へ病院、診療所等の日常的な清掃業務を委託することは、契約体系としては再委託となるものの、当該委託が禁止されている再委託に該当するか否かが明らかとなっていないため、その旨を明らかにしてほしいとの意見がみられた。</p> <p>これについて、厚生労働省では、P F I 事業における当該業務の委託に関する契約について、①公共施設等の管理者等、S P C 及び構成企業等との間で三者契約が締結されている場合、②S P C は契約の事務手続等を行っているのみで、実際の業務委託契約は公共施設等の管理者等と構成企業等との間で締結されている場合、③公共施設等の管理者等が、病院等の日常的な清掃業務を実際に行う構成企業等を認識した上で、公共施設等の管理者等と S P C との間で、その旨が明示された P F I 事業契約が締結されている場合には、外形上は再委託であるが、再委託に該当しないとしている。</p> <p>また、同省では、地方公共団体等から再委託の取扱いについて照会がある場合には、個別に助言等を行っているとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑫</p>
<p>同省では、当省の調査を契機として、平成 26 年 11 月、都道府県、保健所設置市及び東京都特別区に対し、「医療法第 15 条の 2 の規定に基づく業務委託における P F I 事業の取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部 (局) 宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡) を発出し、上記の再委託に該当しない取扱いについて周知した。</p>	<p>図表 2-(1)-⑬</p>
<p><b>(イ) 汚泥の収集・運搬業務の再委託の禁止</b></p> <p>環境省では、一般廃棄物である汚泥の収集・運搬業務について、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任が不明確になること、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等から、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じるおそれがあるとしており、当該業務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 7 条第 14 項により、再委託が禁止されている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑭</p>
<p>今回、P F I 事業を未実施の調査対象地方公共団体から、浄化槽事業における汚泥の収集・運搬業務は、廃棄物処理法で再委託が禁止されているが、S P C の構成員となっている事業者が当該業務を行う場合には、再委託には当たらないことが明確にされれば、汚泥の収集・運搬業務を含む P F I 事業の実施を改めて検討したいとの意見がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑮</p>
<p>これについて、環境省では、①浄化槽 P F I 事業では、汚泥の収集・運搬業務を別契約としている場合が多い (平成 26 年 2 月現在、全国の 14 地方公共団体において浄化槽 P F I 事業を実施しており、このうち、汚泥の収集・運搬業務を含</p>	<p>図表 2-(1)-⑯ 図表 2-(1)-⑰</p>

むものは3 地方公共団体)、②再委託に該当するか否かの判断は、処理責任の所在が明確化されているかによるものであり、P F I 事業契約であることをもって再委託に当たるか否かを判断することは困難であり、市町村において個別の契約内容等に基づいて判断すべきとしているものの、P F I 事業における当該業務の委託に関する契約において、i) 公共施設等の管理者等、S P C 及び構成企業との間で三者契約が締結されている場合には再委託には該当しないと考える、ii) 公共施設等の管理者等において実際に汚泥の収集・運搬業務を行う者を認識し、その旨、契約書において明記されていることが望ましいとしている。

一方、環境省では、再委託の取扱いについて、都道府県に対し「市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について」(平成17年5月16日事務連絡)を发出し周知を行っているが、当該通知の内容はP F I 事業に言及したものとなっていない。同省では、P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に係る考え方について、浄化槽整備事業における民間活用事業の推進等を目的とした調査の中で検討している段階であり、地方公共団体等から再委託の取扱いについて照会がある場合には、検討状況を踏まえ、個別に助言等を行うこととしている。

また、環境省が民間活用による浄化槽整備及び維持管理に関する手順、知見、課題への対策や事業推進に関する手法等を整理したマニュアルを作成し、普及促進に資することを目的として行った「平成25年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務」の報告書(平成26年2月)において、廃棄物処理法における当該業務の再委託の問題が懸念されるとされている。同省では、今後、浄化槽整備事業における民間活用事業の推進等を目的とした検討会において、浄化槽P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に該当しない考え方についても、検討を行うこととしているとしている。

図表 2-(1)-⑱

#### 【所見】

したがって、文部科学省及び環境省は、P F I 事業の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公立学校施設をB O T方式で整備・運営するP F I 事業に対する公立学校施設整備費の交付に際しての課題を整理し、必要な取組を検討すること(文部科学省)
- ② 公共施設等の管理者等が汚泥の収集・運搬業務を含むP F I 事業を実施する場合における、禁止されている再委託には該当しないP F I 事業契約締結の要件を明確にした上で、当該要件について、地方公共団体に対し周知すること(環境省)

図表 2-(1)-① BOT方式のメリット

○ PFI方式導入に関する検討結果等報告書（東根市総務部プロジェクト推進課）（第22回PFI推進委員会（平成22年3月30日）資料3-2）

想定されるリスクの多くがPFI事業者へ移転される。  
修繕リスクの事業者への移転、各事業のトラブルによるリスクの移転、税制改革によるリスクの移転等

民間側からは、民間事業者が施設の所有権をもつことで、施設の機能性・安全性が高まり、運営の裁量性・自由度が増すなど、事業者側の創意工夫を一層発揮しやすくなると共に、事業意欲を十分発揮でき、これがサービス向上のインセンティブにつながり、事業者のモチベーションアップにもつながる。

○ （仮称）南吉成学校給食センター整備事業PFI手法導入可能性調査報告書【概要版】（平成25年7月仙台市教育委員会）

### 3. PFI事業方式の検討

#### 3-1 PFI事業方式導入の検討

##### (2) 資産所有形態

野村・高砂PFI事業では、民間事業者の創意工夫の自由度とインセンティブの余地を残し、リスク移転を進めた方が、経済効率性を高める結果に繋がるものと考え、BOT方式を採用している。一方、近年の学校給食センターPFI事業では、「BTO」方式が主流になっている。ただし、BOT方式の一般的なデメリットと考えられていた災害時の緊急対応については、先般の東日本大震災において、野村・高砂PFI事業ともに、迅速な対応による復旧が進められており、BOT方式であるが故の制約は発生していない（民間所有であるBOT方式であるが故により迅速な復旧が進められたとの見方もある。）また、民間事業者からも、緊急時の実務上の対応として資産所有形態による違いはないとの意見も聞かれる。

以上を踏まえ、本事業においても、野村・高砂PFI事業と同様にBOT方式とすることを基本とする。

(注) 内閣府等の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(1)-② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）（抜粋）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 公立の小学校及び中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一

- 二 公立の小学校及び中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。
- 第4条 前条第1項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。
- 第12条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-③ 学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日 23 文科施第 3 号 文部科学大臣裁定）（抜粋）

- 第2 定義
- 1 地方公共団体が作成した法第 12 条第 2 項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に必要な経費に充てるため、同条第 1 項の規定により国が交付する交付金をいう。
- 第6 交付金額の算定
- 6 別表 1 及び別表 2 に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。
- 第9 その他
- この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-④ 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定）（抜粋）

公立学校施設整備費国庫負担金等の交付については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「義務法」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号。以下「義務令」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和 33 年文部省令第 21 号。以下「義務規則」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号。以下「災害法」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和 28 年政令第 373 号。以下「災害令」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和 30 年文部省令第 2 号。以下「災害規則」という。）その他関係法令等の定めによるもののほか、この運用細目の定めるところによる。

#### 第 1 用語の定義

16 買収費とは、買収その他これに準ずる方法による取得等に要する費用をいう。この場合、「買収」とは購入により新築、増築、改築に代える方法をいい、「その他に準ずる方法」とは、買収して移築する方法、買収して改造する方法等をいう。なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。

#### 第 2 経費の算定方法

##### 1 経費の種目

##### (1) 整備の場合

国庫負担等の対象となる経費は次のとおりである。

経費：工事費（本工事費、附帯工事費）、買収費、事務費

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑤ BOT方式に対する負担金等の交付に関する公共施設等の管理者等の意見

BTO方式と比べBOT方式は長期間にわたる最適な維持管理が期待できるとして、優先交渉権者選定後、同事業者との間で、公立中学校、公立体育館（兼中学校体育館）及び公立図書館の3施設について、BOT方式による事業実施で交渉していた。しかし、文部科学省から、公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の交付対象施設となる公立中学校、公立体育館の整備に係る負担金等の交付時期については、所有権移転後（事業期間が終了する25年後）になるとの説明を受け、事業方式を、公立中学校及び公立体育館についてはBTO方式、補助対象とならない公立図書館についてはBOT方式としており、施設により異なる事業方式となっている。

BOT方式であってもBTO方式と同様に、施設の供用開始時点での補助金の交付が受けられるようにしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑥ BOT方式に対する負担金等の交付に関する地方公共団体の意見（PFI事業未実施）

給食施設を建設する場合、文部科学省の見解では、BTO、BOTのいずれの方式でも公立学校施設整備費の交付対象になるとのことであるが、補助適用時期は給食施設の所有権が市に移転する時点となっているため、BOT方式の場合、事業期間の終了後の補助適用となり、採用が困難な手法となっている。BOT方式で事業を実施する場合であってもBTO方式と同様に施設の完成時に補助の適用となるよう制度を改善してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 不動産登記法（平成16年法律第123号）（抜粋）

（仮登記）

第105条 仮登記は、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 第三条各号に掲げる権利について保存等があった場合において、当該保存等に係る登記の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。
- 二 第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを含む。）を保全しようとするとき。

（仮登記に基づく本登記の順位）

第106条 仮登記に基づいて本登記（仮登記がされた後、これと同一の不動産についてされる同一の権利についての権利に関する登記であつて、当該不動産に係る登記記録に当該仮登記に基づく登記であることが記録されているものをいう。以下同じ。）をした場合は、当該本登記の順位は、当該仮登記の順位による。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑧ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

第 8 条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により 選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

第 14 条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑨ 医療関連サービス基本問題検討会要綱（抜粋）

1 近年の医療及び医業経営を取り巻く社会状況は著しく変化してきており、医療に対する国民のニーズも高度化・多様化してきている。

このような状況の中で、医療そのものではないが、その周辺業務である医療関連サービスを民間の事業者へ委託する医療機関が多くなってきた。

それらの業務には患者等に著しい影響を与えるものも多いため、これまで医療機関が業務委託を行う際の医療機関及び委託事業者が遵守すべき基準等を作成してきた。

2 今後とも、医療関連サービスについて、基準又はガイドラインの作成等による業務の質の確保及びその育成策等について専門家の立場から幅広く検討するため、医政局長の意見聴取の場として「医療関連サービス基本問題検討会」を開催する。

3 本検討会の下に、必要に応じて医療関連サービスの各業種毎に具体的な検討を行うための専門部会（委員会）を設置する。

専門部会では、検討会の定める基本方針に従って検討を行い、専門部会がまとめた報告については、検討会において最終的な検討を行う。

4 本検討会の構成は下記のとおりとする。

医療機関関係者	7 名
学識経験者	4 名
事業者関係者	2 名

(注) 下線は当省が付した。



図表 2-(1)-⑩ 「院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告について」(平成 4 年 8 月 11 日)(抜粋)

<p>1. 検討の目的</p> <p>所得水準の向上、健康に対する意識の高まりを背景に、国民はより質の高い医療や快適なサービスを求めるようになってきており、とりわけ医療機関の清潔さに対する国民のニーズが高まってきている。</p> <p>このような状況の中、医療機関は患者ニーズへの対応等を図るため、従来、医療機関が自ら行ってきた院内の清掃とこれに付随する消毒業務(以下「院内清掃及び消毒業務」という)を民間の事業者へ委託するケースが多くなってきている。</p> <p>しかしながら、院内清掃及び消毒業務は、医療そのものではないが、医療と密接に関係する業務であることから、医療機関が当該業務を事業者へ委託する上での最低基準ともいえるべき基本的なルールを明確にしておく必要がある。</p> <p>2. 業務委託の現状</p> <p>(1) 業務委託の形態</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常的に行われる院内清掃及び消毒業務</li><li>・ 定期的に行われる空調機やダクトのクリーニング、環境測定に基づく消毒業務等</li></ul> <p>(2) 業務委託の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務委託率 約 70% (平成 3 年医療関連サービス実態調査)</li></ul> <p>3. 検討の経緯</p> <p>厚生省においては、医療関連サービスに関する種々の問題を検討するため、医療関連サービス基本問題検討会を設置しているところである。</p> <p><u>今般、院内清掃及び消毒業務の委託の在り方について専門的な検討が必要なため、本検討会に院内清掃及び消毒委員会を設置し、鋭意検討を行い、この度院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告がとりまとめられたところである。</u></p> <p><b>院内清掃及び消毒業務の委託の在り方に関する報告</b></p> <p>1 はじめに</p> <p>近年、わが国の医療及び医業経営を取り巻く環境は、人口の高齢化等に伴う疾病構造の変化、医学・医療技術の急速な進歩、さらには増加を続ける医療費の効率的な使用が強く求められているなど大きく変化してきている。また、所得水準の上昇、健康に対する意識の高まりを背景に国民は、より質の高い医療や快適なサービスを求めるようになってきており、とりわけ医療機関の清潔さに対する国民のニーズが高まってきている。</p> <p>このような状況の中で、医療機関は医業経営の効率化・安定化や患者ニーズへの対応を図るため、従来、医療機関が自ら行ってきた院内の清掃業務とこれに付随する消毒業務(以下、「院内清掃及び消毒業務」という。)を、民間の事業者(以下、「事業者」という。)に委託するケースが多くなってきている。</p> <p>院内清掃及び消毒業務が委託されることにより、医療機関の清潔の保持や患者ニーズへの対応が図られるのであれば、その意義、役割は大きいものがあるといえる。</p> <p>しかし、当該業務は、医療そのものではないが、医療と密接に関係する業務であることから、医療機関が当該業務を事業者へ委託する上での最低基準ともいえるべき基本的なルールを明確にしておく必要がある。</p> <p>そこで、本検討会では、<u>院内清掃及び消毒委員会を設け、主として日常的に行われる院内清掃及び消毒業務の委託の在り方について検討を行い、今回報告書を取りまとめた。</u></p> <p>6 事業者の業務実施方法</p> <p>(9) 再委託</p>
--

受託業務のうち、日常的な業務の再委託は認めるべきではない。それ以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した事業者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負わなければならない。また、再委託先の名称、業務内容などについて、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得なければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑪ 病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日第 14 号各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生省健康政策局指導課長通知）（抜粋）

第九 施設の清掃の業務について（令第 4 条の 7 第 8 号関係）

受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと。日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、医療機関から直接業務を受託した者が、医療機関との関係において当該業務に対する最終的責任を負うものであること。また、再委託先の名称、業務内容について、医療機関に対して事前に十分な説明を行い、その了解を得ること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑫ 病院等の日常的な清掃業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の意見

「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生省健康政策局指導課長通知）において、「受託業務のうち、日常的な清掃業務は再委託してはならないこと」と規定されている。

P F I 事業の場合、契約体系としては S P C から協力企業（注）への再委託となるが、先行事例でもそのようになっている。

しかし、平成 25 年 11 月に、保健所から医療監査を受けた際に、口頭で同通知に抵触するのではないかと指摘されたが、その際には、再委託には抵触しない旨を明記した根拠が見つからなかった。

その後、正式な改善指導もないことから、問題はないと捉えているが、P F I 事業では民間事業者と契約を交わす以上、法令上問題がないことを、明記しておいてほしい。

また、S P C は、民間事業者にとっては、P F I 事業での特例事項であれば、明記しておらず法令違反となると、前提としているサービス料が変わってくるため、根拠は明確にしてほしい。

(注) 本 P F I 事業の入札説明書において、入札参加者は、参加表明書等において、本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、P F I 事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要する旨、記載されている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑬ 医療法第 15 条の 2 の規定に基づく業務委託における P F I 事業の取扱いについて（平成 26 年 11 月 19 日各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡）（抜粋）

標記については、これまで各都道府県等からの照会に対し、その都度、回答を行ってきたところあるが、今般、下記のとおり取りまとめたので、業務の参考として御活用いただくようお願いいたします。

#### 記

病院、診療所等（以下「病院等」という。）の日常的な清掃業務については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）において再委託を認めていないところである。

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業（以下「P F I 事業」という。）において、病院等と S P C（特別目的会社）が業務委託契約を交わし、S P C と構成企業等との間で契約を交わし、S P C から構成企業等に日常的な清掃業務を委託される場合、再委託に該当するが、次のいずれかに該当するときは再委託に該当しない。

- 1 病院等、S P C 及び構成企業等との間で三者契約が締結されている場合
- 2 S P C は契約の事務手続や取次ぎのみを行い、病院等と構成企業等との間で実際の業務委託契約が締結されている場合
- 3 病院等が清掃業務を行う構成企業等をあらかじめ認識した上で、病院等と S P C との間で、その旨が明示された P F I 事業契約が締結されている場合

（参考）

#### ○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抜粋）

第 15 条の 2 病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

#### ○ 医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）（抜粋）

（診療等に著しい影響を与える業務）

第 4 条の 7 法第十五条の二に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

八 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は 患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

#### ○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抜粋）

第 9 条の 15 法第十五条の二の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合にあつては、この限りではない。

- 一 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 三 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要がある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式を有すること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - イ 区域ごとの作業方法
  - ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
  - ハ 感染の予防
- 五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
  - イ 業務内容及び作業方法
  - ロ 清掃用具
  - ハ 業務の管理体制
- 六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑭ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

第 7 条

- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑮ 汚泥の収集・運搬業務の再委託に関する公共施設等の管理者等の意見

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、汚泥の収集・運搬業務の再委託禁止が定められている。

平成 24 年度に浄化槽整備事業 P F I 導入可能性調査を実施しているが、P F I 導入可能性調査業務報告書によれば、①汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めた場合には、当該再委託の禁止条項に抵触することが懸念されること、②他自治体の先例 13 事例においても当該業務を含めていない事例(9 事例)が多くなっていることなどから、汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めない計画となっている。

今後、浄化槽 P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に該当しない考え方が示された場合には、再度、汚泥の収集・運搬業務を P F I 事業に含めた V F M 算出等を行った上で P F I 導入の可否を検討したい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑯ 市町村浄化槽整備計画策定マニュアル(平成 26 年 2 月環境省)(抜粋)

#### 5. 3 事業スキームの設定

##### (2) S P C の法的位置づけ及び再委託について

清掃・汚泥収集運搬業務については、S P C が委託を受ける場合には、S P C から許可業者へ再委託する形式となることが想定される。この場合、許可業者は浄化槽清掃業、汚泥収集運搬業の両方の許可を必要とするが、汚泥収集運搬業については廃棄物処理法(第 7 条第 14 項)において再委託が禁止されているため、県及び業界団体等から指摘されて問題となった事例がある。このようなことから、現在までの浄化槽 P F I 事業事例においては、清掃・汚泥運搬業務を浄化槽 P F I 事業には含めずに別契約としている事例が多くなっている。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑰ 浄化槽 P F I 事業の実施状況

平成 25 年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書（平成 26 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室。日本上下水道設計株式会社）（抜粋）

第 4 章 ワーキンググループ  
 2. ワーキンググループの内容  
 2. 2 浄化槽 P F I 事業の概要  
 2. 2. 2 浄化槽 P F I 事業（B T O 方式）の概要  
 （4）浄化槽 P F I 事業の事例  
 P F I 方式による浄化槽市町村整備推進事業を実施している事例を、表 2. 2. 1 に示す。  
平成 26 年 2 月現在、全国で 14 件の自治体において、P F I 方式による浄化槽市町村整備推進事業が実施されている。

表 2. 2. 1 浄化槽 P F I 事業の実施事例

項目		福岡県 香春町	北海道 壮瞥町	徳島県 三好市 (旧山城町)	岩手県 紫波町	大阪府 富田林市	青森県 十和田市	岩手県 奥州市 (水沢区)
事業 内容	清掃・ 汚泥運搬	△(構成 員契約)	—	—	○	—	—	○

項目		岩手県 宮古市	三重県 紀宝町	佐賀県 唐津市	愛媛県 愛南町	山形県 最上町	埼玉県 嵐山町	大阪府 柏原市
事業 内容	清掃・汚 泥運搬	—	—	—	—	○	—	—

(注)「○」は、P F I 事業に汚泥の収集・運搬業務を含めているものである。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑱ 浄化槽 P F I 事業における汚泥の収集・運搬業務の再委託に関する検討

平成 25 年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書（平成 26 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室。日本上下水道設計株式会社）（抜粋）

第 1 章 序論  
 1. 業務の目的  
本業務では、浄化槽整備計画の策定、市町村設置型の計画策定、民間活用による浄化槽整備及び維持管理に関する手順、知見、課題への対策や事業推進に関する手法等を整理したマニュアルを作成、普及促進に資することを目的とする。

第 2 章 浄化槽整備計画に関する情報・知見の整理  
 7. 浄化槽 P F I - B T O 方式以外の民間活用手法  
 7. 2 民間活用のメリット・デメリット  
 7. 2. 3 P F I 方式  
 ②デメリット  
・現在実施されている浄化槽 P F I 事業の方式である B T O 方式の場合、清掃・汚泥運搬業務を含めて P F I 事業者へ委託する場合、廃棄物処理法における再委託の問題が懸念される。

(注) 下線は当省が付した。

勧告	説明図表番号
<p>(2) P F I 事業に関する支援の効果的な実施</p> <p>ア 専門家派遣事業</p> <p>内閣府は、平成 23 年 10 月から、地方公共団体等における P F I 事業の活用を支援するため専門家派遣事業を実施している。当該事業は、P F I の案件形成段階における地方公共団体等からの派遣要請に応じて、内閣府に登録されている P F I 実務に通じた関係団体、総合コンサルタント等の民間企業又は P F I 実務に係る専門的知見を有する有識者等を 1 日派遣し、地方公共団体等の P F I 担当者からの質問への回答や、専門的立場からのアドバイスを行うものとなっている。</p> <p>専門家派遣事業の平成 23 年度から 26 年度までの予算額及び有識者等の派遣実績の推移をみると、予算額は 23 年度は 420 万円、24 年度は 568 万円、25 年度は 485 万円及び 26 年度は 334 万円と、24 年度以降減少傾向となっており、予算執行率は、23 年度は 11.7%、24 年度は 24.8%及び 25 年度は 29.7%と、3 割未満で推移している。</p> <p>内閣府では、当該事業の予算の積算に当たって、平成 23 年度から 25 年度（23 年度は 10 月以降）まで想定派遣件数を毎年度 60 件としているが、派遣実績は 23 年度 9 件、24 年度 33 件、25 年度 34 件となっており、派遣実績は想定派遣件数に対して最大でも 57%であり、毎年度、想定派遣件数に達していない。また、平成 26 年度は、想定派遣件数 50 件に対して、派遣実績（同年 11 月末時点）は 18 件となっている。</p> <p>今回、調査対象とした 76 地方公共団体（注）における専門家派遣事業の利用状況を調査した結果、当該制度を利用したものが 6 団体、利用していないものが 70 団体となっている。</p> <p>専門家派遣事業を利用していない団体では、その理由として、①利用するような案件がないため（43 団体）、②コンサルタント会社を利用したため（8 団体）、③専門家派遣事業を承知していないため（5 団体）、④一般財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）が実施する公民連携アドバイザー事業を利用したため（5 団体）、⑤事業における具体的な支援内容が分からないため（2 団体）、⑥ 1 日限り、短時間の派遣のため利用場面が限定されるため（2 団体）などとしている。</p> <p>（注）調査対象とした 79 地方公共団体から、P P P 事業実施機関として調査した 3 地方公共団体を除いたもの。</p> <p>一方、内閣府では、専門家派遣事業の執行率及び派遣実績ともに増加傾向にあり、同事業はアクションプランを推進するための P F I 案件発掘の重要なツールであるとして、地方公共団体のニーズに応じて随時派遣できるという特性をいかし、①内閣府ホームページ等による積極的な広報、②同一地方公共団体に対する複数回の派遣、③専門家派遣事業を利用した地方公共団体に対する、内閣府職員によるフォローアップ等の運用改善を早急 to 実施することとしている。</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p>

なお、ふるさと財団では、平成 12 年度から、地方公共団体等を対象に P F I アドバイザー派遣事業（注）を実施しており、P F I 等による公共施設等の整備・維持管理や運営等を推進する地方公共団体等の要請に応じ、ふるさと財団に登録されているシンクタンク等の専門家等又は財団職員を 1 日派遣し、アドバイスを行っている。

（注）平成 25 年度より「公民連携アドバイザー派遣事業」となり、対象事業が i）P F I 等、ii）指定管理者制度、iii）公共施設マネジメントの 3 類型に拡大されている。

## イ 案件形成支援事業

内閣府、国土交通省及び復興庁では、地方公共団体等における P F I 等に係る先導的な案件形成等のための検討に対する支援（以下「案件形成支援事業」という。）として、次の事業を実施している。

### （7）内閣府及び復興庁

内閣府は、平成 25 年度から P P P / P F I を活用した案件募集事業を実施しており、内閣府が委託した建設コンサルタント等が、公共施設等運営権制度を活用する等の具体的な案件を実施しようとする地方公共団体等に対して、当該案件の実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行うものである。

また、内閣府及び復興庁は、平成 24 年度から P P P / P F I を活用した震災復興案件募集事業を実施しており、内閣府が委託した建設コンサルタント等が、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）の対象区域内の地方公共団体等（以下「被災地方公共団体等」という。）に対して、公共施設等運営権制度を活用する等の具体的な案件の実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を行うものである。

### （イ）国土交通省及び復興庁

国土交通省は、平成 23 年度から先導的官民連携支援事業を実施しており、国土交通省が、同省の所管する事業であって、対象施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的である具体的な案件を実施しようとする地方公共団体等に対して、当該案件の実施に向けた検討・準備業務等のための調査費用に対する補助を行うものである。

また、国土交通省及び復興庁は、平成 24 年度から震災復興官民連携支援事業を実施しており、国土交通省が、同省の所管する事業であって、公共施設の整備に民間のノウハウ等を活用する等の具体的な案件を実施しようとする被災地方公共団体等に対して、当該案件の実施に向けた検討・準備業務等のための調査費用に対する補助を行うものである。

これらの案件形成支援事業は、先導的な案件等の実施を検討しようとする地方公共団体等に対する支援であるが、先導的官民連携支援事業及び震災復興官民連携支援事業は、国土交通省の所管分野を対象にしているのに対し、P P P / P F

図表 2-(2)-③

図表 2-(2)-④



I を活用した案件募集事業及びPPP/PFI を活用した震災復興案件募集事業は、各府省の所管分野にとらわれずに広く対象としているほか、複数の府省にまたがるものや、所管する府省が明確でないものも対象としており、採択案件をみると、水道・工業用水道や、下水道・農業集落排水施設等の運営に係る事業、病院整備に係る事業、社会福祉施設整備に係る事業などがある。

#### (ク) 案件形成支援事業の予算額及び採択実績

内閣府、国土交通省及び復興庁が実施している案件形成支援事業の予算の執行状況及び採択実績をみると、先導的官民連携支援事業及び震災復興官民連携支援事業の予算執行率は、各年度いずれも 90%以上となっている。また、PPP/PFI を活用した案件募集事業は、平成 25 年度の予算執行率は 97%となっているほか、26 年度（9 月末時点）は採択実績が既に想定件数に達している。一方、PPP/PFI を活用した震災復興案件募集事業の予算執行率は、平成 24 年度 76%、25 年度は 17%となっている。

内閣府は、PPP/PFI を活用した震災復興案件募集事業の予算の積算に当たって、平成 24 年度の想定採択件数を 35 件としているが採択実績は 14 件、25 年度は想定採択件数を 20 件としているが採択実績は 7 件となっており、いずれの年度も、採択実績は想定採択件数に達していない。また、平成 26 年度においては、想定採択件数を 5 件としているが、採択実績は同年 9 月末時点で 1 件にとどまっている。

内閣府では、PPP/PFI を活用した震災復興案件募集事業の採択実績が想定採択件数に達していないことについて、被災地方公共団体等に復興交付金が交付され、PFI を活用する機会が低下したためとしており、平成 26 年度は、前年度の活用実績を踏まえて予算及び想定件数を削減しているほか、当該事業は、同年度で終了している。

#### ウ ワンストップ窓口

内閣府では、地方公共団体に対してPFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行うため、地方公共団体からPFIに関する照会があった際に、PFI推進室内に配置している専門家、あるいは当該専門家を通じて外部の専門家（金融、法律、会計、コンサルタント等）の意見を聴取し、一括して回答するワンストップ窓口を平成 24 年度から設置している。

ワンストップ窓口の照会受付実績は、平成 24 年度 142 件、25 年度 168 件、26 年度（11 月末現在）142 件となっている。

今回、調査対象とした地方公共団体からの照会に対する、ワンストップ窓口における対応状況について調査した結果、次の事例がみられた。

- ① 浄化槽整備PFI事業を実施する場合には、浄化槽の設置及び管理に関する条例を制定する必要がある旨外部から指摘があったことから、平成 24 年 4 月にPFI推進室に対し、実施方針策定後の当該条例制定の可否について照会したが、

図表 2-(2)-⑤

図表 2-(2)-⑥

同室からの回答が同年 12 月となり、議会における審議に間に合わなかった。

- ② S P Cから施設の引渡しを受けた後に発生した施設の不具合への対応方法等を照会するため、P F I 推進室に出向き、他の P F I 事業における同種の問題事例の有無やその対応、また、問題事例についての調査依頼先や相談機関などについて教示を求めたが、何らの説明も得られなかった。

上記事例の対応経緯について、内閣府では、通常は問合せ内容とその回答をデータ管理しており、類似の内容の照会へ活用するなどの対応を行っているとしているが、これらについては、記録がないため不明であるとしている。

**【所見】**

したがって、内閣府は、P F I 事業に係る案件形成支援を効果的に実施する観点から、専門家派遣事業について見直しを行う必要がある。

また、内閣府は、P F I の推進に資するため、ワンストップ窓口における対応経緯を確実に記録する必要がある。

図表 2-(2)-① 専門家派遣事業の予算額及び実績

(単位：万円、%、件)

年度	予算額	執行額	執行率	派遣実績／想定派遣件数 (%)
平成 23 年度	420	49	11.7	9／60 (15.0)
24 年度	568	141	24.8	33／60 (55.0)
25 年度	485	144	29.7	34／60 (56.7)
26 年度	334	—	—	18／50 (36.0)

- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 平成 23 年度の「予算額」は、23 年 10 月以降のものである。  
 3 平成 26 年度の「予算額」は当初予算、「派遣実績」は、26 年 11 月末現在。

図表 2-(2)-② 専門家派遣事業を利用していない理由

理由	団体数 (延べ数)
○利用するような案件がない	43
○コンサルタント会社を利用	8
○専門家派遣事業を不承知	5
○ふるさと財団のアドバイザー派遣制度を利用	5
○P F I 事業検討時に、専門家派遣制度は未創設	3
○専門家派遣による支援の内容が不明確	2
○既に P F I 事業実績がある等により、P F I ノウハウを所有	2
○1 日限り、短時間の派遣のため、利用場面が限定	2
○検討したい事案に適した専門家が不在	1
○利用手続に時間がかかると予想	1
○回答なし	2
合計	74

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 1 つの団体から複数の理由がある場合は、それぞれの理由に計上。

図表 2-(2)-③ 案件形成支援事業の制度

実施主体	内閣府	内閣府及び復興庁	国土交通省	国土交通省及び復興庁
事業名	PPP/PFIを活用した案件募集事業	PPP/PFIを活用した震災復興案件募集事業	先導的官民連携支援事業	震災復興官民連携支援事業
事業開始年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
募集対象案件 (注 2)	地方公共団体等が実施する、次の類型に該当する事業 ① 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業 ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等 ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業 ④ その他、アクションプランの推進に資する事業で、特に有効と認められる事業	東日本大震災復興特別区域法の対象区域内の地方公共団体等が実施する、震災復興に係る公共施設等の整備、運営等を行う具体的な P P P / P F I 事業で、震災復興計画等に位置づけがなされていること等、震災復興に係る事業であることが明確である、次の類型に該当する事業 ① 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業 ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等 ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業 ④ その他、①～③に該当しない案件で、震災復興に係る公共施設等の整備・運営等を行う事業	地方公共団体等が実施する、国土交通省の所管に係る次の類型に該当する事業 ① 公共施設等運営事業型 ② 収益施設併設・活用型 ③ 公的不動産利活用型(公共と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用する事業) ④ エリア開発推進型(公共と民間事業者が一体的なコンセプトの下で、民間の知恵・人材・資金を活かし、複数の施設の整備・運営や核となる施設とその周辺地域の整備・運営等を推進し、地域の魅力向上を図る事業) ⑤ 包括マネジメント型(公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う事業) ⑥ 官民連携インフラファンド活用型(株民間資金等活用事業推進機構等による資金調達を想定する事業) ⑦ その他の先導的事业(これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業)	東日本大震災復興特別区域法の対象区域内の地方公共団体等が実施する、国土交通省の所管に係る次の例示のような震災復興に係る官民連携事業 ① 公共施設の整備を民間のノウハウ等を活用して実施する事業 ② 公共施設の維持管理・運営を民間のノウハウ等を活用して実施する事業 ③ 公共施設の整備、維持管理・運営を一体的に、民間のノウハウ等を活用して実施する事業 ④ 複数分野の公共施設の整備、維持管理・運営を一体的に、民間のノウハウ等を活用して実施する事業 ⑤ 公共施設の整備、維持管理・運営と、周辺地域の整備・振興とを一体的に、民間のノウハウ等を活用して実施する事業 ⑥ 民間のノウハウ等を活用して、防災・減災に資する津波避難ビル等の整備、維持管理・運営等のほか、周辺地域全体の防災・減災機能を向上させる事業
支援内容	内閣府が委託するコンサルタント等による、事業実施に向けた可能性調査の検討に係る支援		コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費) 1 件当たりの上限 2,000 万円	
審査体制	外部有識者の意見を聴取した上で、提出された案件の①具体性、②先進性等を総合的に勘案し、内閣府において選定		外部有識者の意見を踏まえ、提出された案件の、 ①汎用性:事業主体が対象事業を実施することにより、今後の官民連携事業の普及促進に高い効果が期待されること ②妥当性:事業主体によって行われる対象事業の内容が、国、地方公共団体等の上位計画に沿ったものやその実現に貢献するものであること ③実現可能性:事業の実施に当たって障害となる重大な制約がなく、事業実施内容、予定箇所等が具体的であること等により、具体的な案件の形成につながることが期待されること ④有効性:本事業で実施する調査・検討内容が適切で、調査・検討による効果が見込まれること を勘案し、国土交通省において選定	外部有識者の意見を踏まえ、提出された案件の、 ①妥当性:事業主体によって行われる対象事業の内容が、復興計画等に沿ったものやその実現に貢献するものであること ②実現可能性:事業の実施に当たって障害となる重大な制約がなく、事業実施内容、予定箇所等が具体的であること等により、具体的な案件の形成につながることが期待されること ③有効性:実施する調査・検討内容が適切で、事業による当該地域の復興に対する効果・影響が大きいこと ④他の被災地へのモデル性:対象事業の内容が他の被災地における復興にも活用できる又は参考となるものであること を勘案し、復興庁が定める実施に関する方針に基づき、国土交通省において選定

(注) 1 内閣府、国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 平成 26 年度の募集対象案件。

図表 2-(2)-④ 内閣府が実施する案件形成支援事業の採択実績

表 1 PPP/PFI を活用した案件募集事業

年度	番号	応募者	採択案件名
平成 25	1	茨城県高萩市	公共施設等運営権を活用した水道・工業用水道運営事業
	2	神奈川県鎌倉市	老朽化した公共施設の更新における民間資金活用による運営再構築事業
	3	愛知県名古屋市	資産の有効活用による収益事業等と一体となった公共施設等運営事業
	4	大阪府	PPP組織を活用した地域再生事業
	5	大阪府大阪市	大規模地方公共団体における新たな運営形態による水道運営事業
	6	兵庫県神戸市	複数施設包括化及び機能複合化等に基づく社会福祉施設再整備・運営事業
	7	高知県	下水道・農業集落排水施設等における包括的管理・運営事業
26	1	北海道網走市	地域振興を促す交流施設等の複合的整備・運営事業
	2	栃木県壬生町	老朽化による建て替えに併せて収益施設の導入を図る公共施設の再整備・運営事業
	3	神奈川県鎌倉市	複数施設の集約化及び余剰地の利活用を図る公営住宅等の整備・運営事業
	4	岡山県真庭市	民間提案を活用した廃棄物処理機能の集約による公共施設等の整備・運営事業
	5	東京都日野市	収益施設の併設・活用などによる歴史的建造物の保存・利活用事業
	6	神奈川県三浦市	地域活性化に資する公的不動産の有効活用及び周辺施設の整備・運営事業
	7	兵庫県宝塚市	周辺地方公共団体との連携等に配慮した地域交流施設の整備・運営事業

(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 PPP/PFI を活用した震災復興案件募集事業

年度	番号	応募者	採択案件名
平成 24	1	宮城県気仙沼市	耐浪性漁業用燃料備蓄基地再建プロジェクト
	2	宮城県女川町	(仮称)女川町水産加工団体整備等復興事業
	3	福島県須賀川市	(仮称)市民交流センター
	4	宮城県塩竈市	千賀の海海洋文化施設
	5	宮城県名取市	名取市沿岸地域活性化事業
	6	日本 PPP/PFI 協会	公共施設等運営権を活用した大規模・複数施設の一体管理
	7	日本アジアグループ(株)	公有地大規模太陽光発電所(メガソーラー)建設事業促進に向けた被災自治体事務軽減策の提案
	8	(株)電通(東北スカイビレッジ事業化研究会)	立体型産業モール(兼 津波避難施設)構想
	9	(株)岩手スポーツプロモーション	岩手を一つに 岩手まるごと体験「絆」プロジェクト
	10	千葉県習志野市	学校施設の一括整備 PFI 事業の検討
	11	宮城県女川町	シビックコア公共施設包括整備事業

	12	一般社団法人福島おひさま連合	P F I による公共施設への再生可能エネルギー施設設置構想
	13	千葉県習志野市	震災被害を受けた給食センターの P F I による復旧方策の検討
	14	岩手県釜石市	防災拠点施設となる市庁舎の整備手法の検討
25	1	岩手県宮古市	(仮称)宮古市役所新庁舎建設事業
	2	宮城県利府町	(仮称)浜田復興交流センター整備事業
	3	茨城県笠間市	笠間市立病院移転新築事業
	4	岩手県釜石市	釜石市沿岸部地域交流拠点整備事業
	5	宮城県気仙沼市	気仙沼大島観光拠点施設等整備事業
	6	宮城県塩竈市	塩竈市新魚市場運営事業
	7	福島県・猪苗代町	猪苗代湖を活かした子ども育成拠点整備事業
26	1	宮城県仙台市	(仮称)仙台市科学館改修・リニューアル事業

(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-⑤ 案件形成支援事業の予算額及び採択実績

(単位：万円、%、件)

事業名	年度	予算額	執行額	執行率	採択実績／想定件数
P P P / P F I を活用した 案件募集事業 (内閣府)	平成 25	6,471	6,275	97.0	7 / 5
	26	6,447	—	—	7 / 7
P P P / P F I を活用した 震災復興案件募集事業 (内閣府及び復興庁)	平成 24	36,314	27,703	76.3	14 / 35
	25	47,844	8,310	17.4	7 / 20
	26	4,936	—	—	1 / 5
先導的官民連携支援事業 (国土交通省)	平成 23	14,000	13,689	97.8	11 / 7
	24	28,000	25,984	92.8	21 / 14
	25	28,000	26,407	94.3	31 / 14
	26	28,000	—	—	23 / 14
震災復興官民連携支援事業 (国土交通省及び復興庁)	平成 24	20,000	19,757	98.8	14 / 10
	25	20,000	19,816	99.1	14 / 10
	26	20,000	—	—	11 / 10

(注) 1 内閣府及び国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 26 年度の「予算額」は当初予算、「採択実績」は 26 年 10 月末現在。

図表 2-(2)-⑥ ワンストップ窓口の予算額と執行状況等

(単位：万円、%、件)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度
当初予算額	470	413	684
執行額	390	297	—
執行率	83.0	71.9	—
照会受付実績	142	168	142

(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 26 年度の実績は、26 年 11 月末現在。

勧告	説明図表番号
<p>(3) PFI事業の実施に資する情報の提供</p> <p>ア ガイドラインによる情報の提供</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めることとされている。</p> <p>また、リスク分担ガイドラインにおいて、選定事業の適正かつ確実な実施を確保する上で、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実に必要なと見込まれることがあるため、公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限り曖昧さを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要があるとされている。</p> <p>今回、調査対象とした43のPFI事業におけるリスク分担の状況について調査した結果、管理者等及び民間事業者（選定事業者）において、以下のとおり、リスク分担の設定に苦慮している状況がみられた。</p> <p>① 事業区域が条件不利地であるために事業者に分担させる需要リスクの判断に苦慮したなど、リスク分担に苦慮したものが延べ8管理者等みられた。そのリスクの内訳は、i) 需要変動リスクに関するもの（2管理者等）、ii) 不可抗力リスクに関するもの（2管理者等）、iii) 物価変動リスクに関するもの（1管理者等）、iv) 要求水準未達リスクに関するもの（1管理者等）、v) その他リスク全般に関するもの（2管理者等）となっている。</p> <p>② リスク分担に不満を有しているなど、リスク分担の方法等について意見・要望を有しているものが延べ16事業者みられた。そのリスクの内訳は、i) 物価変動リスクに関するもの（10事業者）、ii) 不可抗力リスクに関するもの（3事業者）、iii) その他リスク全般に関するもの（3事業者）となっている。</p> <p>③ 事前のリスク設定や実際にリスクが発生した際の対応のために、個別事業ごとのリスク事例等について、ガイドラインに掲載するなどの情報提供を要望しているものが6管理者等みられた。</p> <p>一方、リスク分担に当たって、既存事業におけるリスク分担の例を参考としたものが21管理者等みられた。</p> <p>内閣府では、平成25年11月からPFI推進委員会の下にVFM・リスク分担WGを設置し、サービス購入型及び新たな事業類型（収益施設併設型、運営権活用型）のVFM及びリスク分担に係る検討を行い、26年9月2日の第36回PFI推進委員会において、中間とりまとめを報告している。</p> <p>中間とりまとめに至るまでの当該WGにおけるリスク分担に関する検討状況を見ると、まず、PFI事業実施プロセスの流れの中で段階的にリスクの特定を進</p>	<p>図表2-(3)-①</p> <p>図表2-(3)-②</p> <p>図表2-(3)-③</p> <p>図表2-(3)-④</p> <p>図表2-(3)-⑤</p> <p>図表2-(3)-⑥</p>

<p>め、その対応策を具体化していくというリスクマネジメントを実施する上での効果的な手段として「リスクワークショップ」(注)があり、リスクワークショップの活用は、既往の類似実績がなく定型化し難い案件に対して有効であると考えられるとしている。</p>	
<p>また、事業期間中の物価変動リスク及び需要変動リスクについては、民間事業者が懸念するリスクの一つであり、効果的なリスク管理方法が望まれていることから、国内外における当該リスクの管理方法の考え方等を紹介している。</p>	図表 2-(3)-⑦
<p>このほか、収益施設併設型事業における附帯事業のリスクについては、附帯事業の収益性の悪化等のリスクが本体事業に影響を与えないようにするために、例えば、事業主体の分離等の方策を講じることが考えられるとしている。</p>	図表 2-(3)-⑧
<p>(注)「リスクワークショップ」とは、PFI事業におけるリスクの抽出及び対応策を精査し官民の適切なリスク分担を構築するために、実施する事業の関係者が集まり議論する場である。</p> <p>上記の検討内容は、リスク分担に苦慮している現状を解決する一つ的手段として考えられるが、当該検討内容をリスク分担ガイドラインに反映するなど、管理者等に対し、周知できる状況にまでは至っていない。</p>	
<p>これについて、内閣府では、これまでVFM・リスク分担WGにおいて検討した内容を速やかにリスク分担ガイドラインへ反映するとともに、その後は、新たな事業類型についての動向を見据えつつ、さらに検討していく予定としている。</p> <p>以上の状況から、リスク分担ガイドラインの改正に係る検討を促進し、管理者等に対し、改正されたリスク分担ガイドラインを早期に提供する必要があると考えられる。</p>	
<p>また、内閣府では、PFI事業の実施に当たっての参考等とするため、各種ガイドラインや手引き等を作成しているが、これらの手引き等の中には、PFI法の改正内容等、最新の情報が反映されておらず、PFI事業の実務において活用が困難なものがみられ、調査対象とした地方公共団体から、以下のとおり、これら手引き等の更新を要望するものがみられた。</p> <p>① 「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(平成17年3月)は、地方公共団体のPFI事業担当者がPFIについての理解を深め、PFI事業を円滑に導入できるよう平成17年3月に作成されたが、それ以降更新されていない。このため、平成23年のPFI法改正の内容が反映されておらず、業務の参考にならないことから、同手引きを更新してほしい(4団体)。</p> <p>② 「VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成13年7月27日)の一部改定及びその解説」(平成20年7月15日改定)は、VFMガイドラインが平成25年9月に改正されているにもかかわらず、20年7月以降更新されていないことから、業務の参考とならない。現行のVFMガイドラインに対応した解説版を作成してほしい(1団体)。</p> <p>③ 「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」(平成20年6月)は、平成20年6月以降更新されておらず、その後の国におけるイコールフットINGの検討結果が反映されていないため、検討結果を</p>	図表 2-(3)-⑨



踏まえたものに更新してほしい（1 団体）。

## イ 事例等の提供

### (7) 実施方針等の実例

公共施設等の管理者等は、P F I 法第 5 条第 1 項において、P F I 事業を実施するに当たり、P F I 法第 4 条に基づく基本方針にのっとり、P F I 事業の実施に関する方針を定めることができるとされている。

内閣府では、平成 26 年 6 月 16 日に、P F I 事業未実施の地方公共団体に P F I 事業を普及させるために、P F I 事業実施手続の簡易化方法を解説した簡易化マニュアルを作成し、その別冊（P F I 実施手続のための作成素材）として、実施方針等の各種ひな形を提供しているが、調査対象とした 43 の P F I 事業の公共施設等の管理者等からは、提供されたひな形を始め、地方公共団体のホームページは URL の変更等で参照できないものが多くあるため、実施方針等の公表資料のデータバンクを作成・公表してほしいとの要望もみられた。

また、調査対象とした 43 の P F I 事業の公共施設等の管理者等の中には、実施方針の策定等に当たって、①当該公共施設等の管理者等が過去に実施した P F I 事業において策定した実施方針、②給食センターの整備において、過去に全国で実施された給食センター整備等の P F I 事業の資料、③保育所の整備において、近隣の地方公共団体が実施した P F I 事業の資料を参考として、効率化を図っているものがみられ、過去に実施された P F I 事業において策定された個別の実施方針等は、他の公共施設等の管理者等にとって有用なものと考えられる。

これについて、内閣府では、P F I 事業の推進に資するため、平成 22 年 12 月 31 日現在の P F I 事業について、公共施設等の管理者等別、分野別等に整理するとともに、P F I 事業別に実施方針、特定事業の選定、入札説明書等の情報を、公共施設等の管理者等の許可を得て、ホームページにおいて公表している。

内閣府では、これまでの情報提供については、一定の役目を果たしてきたことから、今後は、アクションプランにおける位置付け等を踏まえて、必要性の高いものを選択して更に情報を提供していきたいとしている。

また、内閣府では、P F I 推進委員会において、内閣府のホームページの情報にリンク切れがある等の指摘を受けていることから、今後、ホームページの見直しに向け、在り方を検討するとしており、その中で、平成 22 年末現在で整理し提供している実施方針等の情報についても検討するとしている。

当該情報は、平成 22 年までのものであるが、アクションプランにおいても、その他の事業類型として従来型の P F I 事業が盛り込まれていること、P F I 事業の実績は、22 年度末の 374 事業から 25 年度末の 440 事業へと増加しており、これら増加した P F I 事業の中には、公共施設等運営権制度を活用した事業の実績もあることなどから、地方公共団体等にとって有効な方法による情報

図表 1-(2)-①  
(再掲)

図表 1-(1)-⑧  
(再掲)

図表 2-(3)-⑩

図表 2-(3)-⑪

の提供や更新は有用と考えられる。

#### (イ) モニタリング結果に基づくインセンティブに係る事例

モニタリングガイドラインにおいて、モニタリングとは、選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為とされており、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階においてモニタリングを行う必要がある。

また、モニタリングガイドラインにおいて、債務履行を促すためにサービス対価の支払いを留保あるいは減額するなどの経済的動機付けを与えることを考慮することも一つの効果的な手法と考えられるとしており、サービス対価の減額等を規定する際の留意点及び減額の方法について記載されている。

一方、インセンティブ（注）については、「PFI推進委員会報告一真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて―」（平成19年11月15日民間資金等活用事業推進委員会）において、「（サービス対価の）減額のほか、（中略）インセンティブについても検討の余地がある」とされており、また、「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」（平成21年4月3日民間資金等活用事業推進会議）においては、「リカバリーポイントを付すことによって、より柔軟なサービスに対するインセンティブシステムを構築することも考えられる。」とされている。

（注）当項目における「インセンティブ」は、サービス対価の減額などのペナルティを除いた債務履行を促すための動機付けを意味する。

今回、調査対象とした43のPFI事業における事業契約書へのインセンティブの規定状況について調査した結果、インセンティブに係る規定を設けているものが6管理者等みられ、これらの管理者等では、インセンティブを規定することにより、施設の利用者数の増加、現場のモチベーションの維持・向上等の効果があるとしている。また、減額規定のみでは民間事業者のモチベーションが上がりにくい等の理由からインセンティブを求めるものが7事業者みられた。

一方、インセンティブの導入については、第3回モニタリング・事業促進WG（平成26年5月20日）においても、民間によるサービスレベルの更なる向上や創意工夫を引き出すようなインセンティブの付与についても検討すべきではないかという課題が提示されている。同WGの委員から、「モニタリングにおいて、ペナルティだけでなくインセンティブにも目を向けるべき」等の意見が出されており、内閣府は、モニタリングガイドラインの改正案において、業務意欲を高める仕組み（報奨金や表彰制度等）を導入することで選定事業者の良好な取組を正當に評価することも重要であると記載しており、PFI推進委員会

図表 2-(3)-⑫

図表 2-(3)-⑬

図表 2-(3)-⑭

図表 2-(3)-⑮

図表 2-(3)-⑯

図表 2-(3)-⑰

<p>で取りまとめたモニタリング基準（作成素材）にその趣旨を反映させている。</p> <p>また、内閣府は、改正後のモニタリングガイドラインについて、広報、講演会等により周知を行っていく予定としているが、周知は、一般的な情報提供とし、個別に相談があった場合に詳しい情報を提供するとしている。</p> <p>しかし、今回、調査対象とした 43 事業の管理者等のうち、他の地方公共団体におけるインセンティブに係る規定の情報が少なく、インセンティブの設定に苦慮したためインセンティブに係る事例等の提供を求めるものが 3 管理者等みられることなどから、専門家派遣事業等による個別相談など、管理者等に対し情報提供を行う際に、具体的な事例を含めることは有用と考えられる。</p>	<p>図表 2-(3)-⑱</p>
<p><b>ウ VFM算定ツールの提供</b></p> <p>公共施設等の管理者等は、PFI法第 7 条の規定により、実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認められる特定事業を選定することができることとされている。</p> <p>また、PFI法第 11 条第 1 項において、特定事業の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならないとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-① (再掲)</p>
<p>基本方針においては、PFI法第 7 条に基づく特定事業の選定及び第 11 条に基づく客観的な評価については、i) 特定事業の選定の評価に当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができることを基準とすること、ii) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出等が現実に見込まれる場合において適切な調整を行い、現在価値に換算すること、iii) 定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うことなどに留意して行うものとされている。</p> <p>また、基本方針におけるこれらの留意点については、VFMガイドラインにおいて、「VFMの評価と同じ趣旨である。」とされている。</p> <p>さらに、PFI事業として実施することが公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという基準を満たすこととなり、PFI事業としての実施を検討するに当たっては、VFMの有無を評価することが基本となるとされている。</p> <p>今回、調査対象とした 43 のPFI事業におけるVFMの算定状況を調査した結果、①VFMの算定を設計・工事経験のある技術系職員や専門的知識がある職員で行ったもの（3 事業）、②コンサルタントが算定したもの（30 事業）、③コンサルタントからの助言を受けるなどして職員が算定したもの（10 事業）となっている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑲</p>
<p>なお、多くのPFI事業において、VFMの算定をコンサルタントが実質的に行っている実態となっており、VFMをコンサルタントが算定した 30 事業のう</p>	<p>図表 2-(3)-⑳</p>

ち3事業においては、コンサルタントが算定したVFMについて職員による確認は行っておらず、その理由を、専門的知識がないため等としている。

内閣府では、簡易化マニュアルにおいて、特定事業選定におけるVFMの算定を含む専門的な知識が必要となる手続については、PFI事業手続に精通した外部の専門的なコンサルタント等とアドバイザリー契約を締結し、当該手続に関する業務を外注することが有効であるとしている。

VFMの評価については、VFMガイドラインにおいて、事業の企画、特定事業評価等の各段階において検討を深めつつ、改善を図るべきものとされており、今回、各府省におけるVFM算定に係る支援状況等を調査した結果、内閣府のVFMガイドライン及び簡易化マニュアルの作成のほか、次のとおり、PFI事業の導入可能性の検討段階におけるVFM算定に係るソフト等の提供を行っているものがみられた。

#### ① 国土交通省における支援

国土交通省では、PFI適用を考えている事業について、その導入可能性の判断を支援するため、「VFM簡易計算ソフト」を同省のホームページを通じ提供（平成20年6月公表）している。

同ソフトは、それまでVFMの評価は発注者が予算措置をして外部コンサルタントに依存せざるを得ない状況にあり、事前にPFI事業としての実施を判断することが困難であったことから、発注者が事業の構想段階からPFI事業の実施について判断し、必要な予算措置などPFI事業手続の根拠とできるよう、VFMを簡易に算定・評価できるツールとして開発されたものであり、民間が資金を調達し、発注者が毎年平準化したサービス対価を支払う一般的なサービス購入型PFIのVFM算定を行うものであるとされている。

#### ② 文部科学省における支援

文部科学省では、公立学校の設置者が迅速に耐震化に取り組めるよう、公立学校の耐震化に特化した「公立学校耐震化PFIマニュアル」を作成（平成20年3月。同年10月一部修正）しており、同マニュアルの付録として、「VFM簡易算出シート」（CD-ROM）を提供している。

同シートは、PFI導入可能性を検討するに当たり、VFMを簡易に算定するものである。

#### ③ 環境省における支援

環境省では、同省の平成21年度循環型社会形成推進科学研究費補助金「人口減少を踏まえた生活排水処理施設整備手法の評価システムの構築」の研究の一環として、鳥取大学等（鳥取大学、富士常葉大学、京都大学、静岡県立大学、大阪府公衆衛生研究所）で開発された浄化槽市町村整備推進事業への「PFI事業導入判定ソフト」について、同省のホームページ及び「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル（官民連携による浄化槽の積極的な普及促進に向けて）」（平成26年2月）において紹介している。同ソフトは、浄化槽PFI事業の導入の可否に係る概略の検討を行うためのものである。

図表2-(3)-②

また、同ソフトは、鳥取大学の「持続的過疎社会形成研究プロジェクト」のホームページにおいても公表（平成 25 年 6 月 10 日）されている。

上記のうち、国土交通省のVFM簡易計算ソフトについては、①同省において、収入・支出が定常的に見込めるサービス購入型のPFI事業であれば同省所管に係る事業であるか否かは問題ではなく、それ以外の事業の検討においても使用可能としていること、②地方公共団体のPFI推進担当部局において、事業担当部局からPFI導入検討対象事業調書が提出された際に同ソフトを活用して簡易的にVFMを算定することで、効率的に導入可能性調査を実施できるとしているものがみられることから、今後のPFI事業の導入可能性の検討段階におけるVFMの評価において、公共施設等の管理者等が広く活用可能と考えられる。

また、文部科学省では、「公立学校耐震化PFIマニュアル」（平成 20 年 3 月作成。同年 10 月一部修正）を作成し、平成 20 年 7 月に各都道府県及び市区町村に対し送付しており、同マニュアルの付録としてVFM簡易算出シート（CD-ROM）を作成している。

さらに、環境省のホームページ等で紹介されている浄化槽のPFI事業導入判定ソフトについては、同ソフトの作成に携わった大阪府が、同ソフトを活用している地方公共団体があるとしていることから、今後の浄化槽PFI事業の導入可能性の検討段階におけるVFMの評価において、公共施設等の管理者等が活用可能と考えられる。

一方、内閣府では、今後のホームページの在り方の検討において、各省等が独自に作成しているVFM算定に係るソフト等の提供については、各省等と調整の上、適切な情報提供を検討するとしている。

当該提供に当たっては、内閣府のホームページにおいて、各省が個々に提供等しているソフト等をワンストップ的機能の観点から提供することや、ソフト等を活用できる事業の段階や事業の特性に関して、各省が提供等に当たり紹介している情報を併せて提供することが重要と考える。

#### 【所見】

したがって、内閣府は、PFI事業実施に係る作業の効率化に資するため、リスク分担ガイドライン等、PFI事業実施に参考となる情報について、地方公共団体等に適切に提供する必要がある。また、当該提供に当たっては、提供情報を適時・適切に更新する必要がある。

図表 2-(3)-① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）（抜粋）

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

1～3（略）

4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。

(1)～(3)（略）

(4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(5)～(11)（略）

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-② P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成 25 年 9 月 20 日改正）（抜粋）

一 リスクの分担等の基本的留意点

1 協定等の締結の時点では、選定事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

2 選定事業の適正かつ確実な実施を確保するうえで、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実になると見込まれることがある。このため、公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。

選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決めることに留意する必要がある。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-③ 公共施設等の管理者等において苦慮しているリスク分担の内容

リスクの種類	内容
需要変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業区域が条件不利地であるため、事業者に分担させる需要リスクの度合いの判断に苦慮した。</li> <li>○ 新規施設の整備・運営事業であることから、需要を予測することが非常に難しく、需要変動リスクを市と事業者でどのように分担するかの判断が難しかった。</li> </ul>
不可抗力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽自動車が入ってダムに転落し水質異常のおそれがあるとして、SPCが水質検査を実施した費用を、市とSPCどちらが負担するかの判断に苦慮した。</li> <li>○ 当該事業の事業区域が河川区域に位置し、災害対策を目的とした施設であることを前提として事業者には平常時の活用を行わせるものであるが、このような施設をPFI事業により実施した先例はないため、災害時と平常時におけるリスク分担の考え方について判断を要した。</li> </ul>
物価変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物価変動リスクの変動幅をどの程度設定するかに苦慮した。</li> </ul>
要求水準未達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リスク分担について、SPCの自由度を上げるため、なるべく多くの業務範囲をSPC側の責任範囲としたかったが、SPC側はサービス対価の減額規定があることから、責任範囲を狭くしたいと考え、落札決定後の事業契約交渉において、入札公告段階では想定外だった除雪業務に係るリスクの責任分担が争点となり交渉が長引いた。</li> </ul>
その他リスク全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ どのようなリスクが存在するかの検討に時間を要した。また、一般的な契約（物品購入等）では想定していない金利上昇リスク、不可抗力リスク等を理解するのに苦労した。</li> <li>○ 事業範囲が広範に及ぶこと及び事業期間が長期になることから、一般的なリスク以外のリスクの予見が困難である。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-④ 民間事業者におけるリスク分担の方法等に係る意見・要望

リスクの種類	内容
物価変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計変更による施設面積の増減幅を定めていることから実質的な設計変更が行えず、設計変更によるコスト削減が行えない一方、物価変動を全額民間リスクとしている。</li> <li>○ 物価変動リスクを民間リスクとすることは負担。</li> <li>○ 物価変動リスクを民間リスクとすることはおかしい。</li> <li>○ 建設費・水光熱費の上昇リスクに関しては、社会情勢の変化に応じて協議すべきである。</li> <li>○ 事業者が、水道光熱費料金等を負担しなければならない規定となっているほか、引き上げによる費用増加についても事業者負担となっている事業もあり、リスク負担が大きい。</li> <li>○ 労務費、材料費の急激な変動に対応してほしい。</li> <li>○ 建設段階における物価変動リスクについて、事業契約書等に具体的な数値が明記されていないことから、国と事業者で認識が異なっている。</li> <li>○ 物価変動に伴う建設費にかかる対価の変更規定が明確になっていないため、基準となる指標を明確に定めてほしい。</li> <li>○ 一般論として、物価変動リスクに関して、一企業が負担できるような変動幅を超えているため、実際の物価変動に即した協議ができるような事業契約が望ましい。</li> <li>○ 近年、建設資材、人件費ともに高騰傾向にあり、当初の見込額よりも相当の負担増が生じていることが一般的になってきているので、急激な物価上昇については、発注者側においても相当分を負担するようにしてほしい。</li> </ul>
不可抗力リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設建設後約 2 年間、自然災害や生徒の過失が原因だとと思われる修理についても S P C 負担とすることが多かったが、リスク分担の内容をどのように見直したらよいかについて代案がなく、必要に応じて学校と協議するしかない。</li> <li>○ 不可抗力による損害であっても、損害額の 1% は S P C の負担とされていることが不適當ではないか。</li> <li>○ 従来の公共事業の不可抗力により発生する施設等の損害は、発注者が負担とすることが一般的だが、P F I 事業の場合、民間事業者側にもリスク分担を負わせることが一般的となっていることに疑問を感じる。</li> </ul>
その他リスク全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験杭の施工中に多数の大きな<sup>れき</sup>礫が発見され、事業者は事前公表資料等では予見できなかったとしたが、協議の結果、事業者側で予見可能なリスクとされ、事業者が追加事業費を負担した。</li> <li>○ 生活ゴミ等の処分など、事前にリスクの予見ができず、既存施設の解体撤去工事実施後に初めてリスクが判明したものへの対応に苦慮した。</li> <li>○ 小規模の修繕などは、契約書上リスク分担が曖昧になっており、発注者側の都合のいい解釈で事業者側がリスクを負担するケースが多い。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。



図表 2-(3)-⑤ 公共施設等の管理者等において要望しているリスク分担に関する情報提供の内容

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業分野ごとに想定される特有のリスクを示した一覧表及びリスクの分担の考え方を示したガイドラインを策定してほしい。</li> <li>○ 事前のリスク設定、実際にリスクが発生した際の対応の参考のために、国で、個別事業ごとのリスク見本、先行事例で起きたリスク事例の紹介・整理を行ってほしい。</li> <li>○ リスク分担の具体的な事例について、ホームページ等で情報提供してほしい。</li> <li>○ 将来的にリスク分担でSPCと調整が困難になる事態が生じた際に、全国のリスク分担で生じた問題の解決事例が分かると参考になるので、リスク分担で生じた問題事例を提供してほしい。そのために、リスク分担の問題事例の発生状況及びその解決状況について、国において一元的に情報収集できる体制の構築が必要である。</li> <li>○ 施設の種類のリスク分担について、詳細な事例一覧や解説を示してほしい。</li> <li>○ 事業の種別に応じたリスク分担に関するガイドラインを示してほしい。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑥ 第2回VFM・リスク分担WG（平成26年3月14日開催）資料（抜粋）

<p>リスクを明確に認識するためのリスクワークショップ等の手段について</p> <p>(略)</p> <p>1. 現状の課題等の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現行のガイドラインでは、官民リスク分担のあり方や想定されるリスクの内容等について整理されているが、PFI事業実施プロセスの流れの中で段階的にリスクの特定を進め、その対応策を具体化していくというリスクマネジメントの方法については言及されていない。</u></li> <li>・<u>上記のリスクマネジメントを実施するうえでの効果的な手段として「リスクワークショップ」がある。</u>内閣府PFI推進室にて開催された過去の委員会及びWG等においても、英国の事例等を通じて、VFMを高めるアプローチとしてのリスクワークショップが議論されており、<u>当事者がリスクを明確に認識したうえで事業を実施することの重要性が述べられている。</u></li> <li>・以上の点を踏まえ、PFI事業におけるリスクの抽出及び対応策を精査し官民の適切なリスク分担を構築するために実施するリスクワークショップは、VFMの向上に寄与する点からみても有用であるといえる。そこで、リスクワークショップの導入検討にあたり、国内外の取り組み事例等について整理を試みる。</li> </ul> <p>(略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑦ 第 3 回 V F M ・ リスク分担 WG (平成 26 年 5 月 20 日開催) 資料 (抜粋)

リスクを明確に認識するためのリスクワークショップ等の手段について

(略)

1. 現状の課題等の整理

- ・ 事業期間中の物価上昇／需要変動リスクは民間事業者が懸念するリスクの一つであり、効果的なリスク管理方法が望まれている ところである。このような点を踏まえ、国内外におけるリスク管理方法の考え方等の紹介を行う。

2. 物価変動／需要変動リスク等について

(1) 物価変動リスク

① 建設期間中の物価変動リスク

- ・ 建設期間中の物価変動リスクについて、我が国の P F I 事業では工事期間中の物価変動は考慮しない場合が多く、これは英国の事業においても同様の傾向がみられる。

・ 一方、我が国における昨今の建設費の上昇を背景として、建設費用の物価変動に伴うサービス購入料の改定を認める事例も存在しており、今後、建設期間中の物価上昇リスクの取り扱いについて、事業の特性等に応じて留意する必要がある とも考えられる。

② 運営期間中の物価変動リスク

- ・ 運営期間中の物価変動リスクについては、国内外ともに、物価変動に応じて運営に係るサービス対価を変更することが基本となっている。

(2) 需要変動リスク

- ・ 我が国においては、特に民間事業者の運営比重の大きい事業において、需要変動リスクの全部または一部を民間事業者負担としている内容がみられる。民間事業者のリスク負担割合は、事業の特性等に応じて事業毎に設定されている状況にある。

・ 海外の事例として、例えば英国においては、民間事業者のパフォーマンスが施設の利用量に影響を与える場合には、需要変動リスクを民間事業者負担とすることにメリットがあるとしているものの、全ての需要変動リスクを民間事業者負担とすることは適切でない、という考え方が基本となっている傾向にある。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑧ 第 4 回 V F M ・ リスク分担 W G (平成 26 年 6 月 25 日開催) 資料 (抜粋)

本体事業と付帯事業との間のリスク遮断について

(略)

2. 民間(事業者・投資家)が有する目利き力やリスク管理能力を効率的に活用するための方向性や条件整理について

・ これまでの我が国における P F I 事業では、付帯事業に関するリスクは民間事業者が全て負うことが基本。

・ この考え方は、アクションプランに示す収益施設併設型事業においても同様であり、収益施設におけるリスクは基本的に民間事業者が負担するものと考えられる。需要変動や不可抗力等、本体施設への重大な影響を及ぼすことが懸念されるリスクについても、民間事業者自身による適切なリスク管理が必要。

・ また、収益施設からの収益を本体施設に還元する収益施設併設型事業の場合には、収益施設における収益性の悪化が本体施設に影響を与えないよう、事業内部でのリスク遮断も重要。ここでは、そのために必要と考えられる方策について下記に整理。

(1) 事業主体の分離

・ 本体施設は代表企業や構成員が出資する S P C が実施するのに対し、収益施設は別の事業主体が実施するというスキームを採用することが考えられる。事業主体の分離により、本体施設と収益施設に伴うリスクを民間事業者内部で隔離することが可能。

・ 収益施設にかかる事業を実施する事業主体としては、S P C の代表企業または構成員自体のほか、事業実施の安定性や確実性等に鑑みて、これを実施することが可能であり、また適切であると考えられる者を想定。

(2) 事業主体を分離したうえでの、収益施設の実施体制の強化

・ 事業主体を分離したうえ、収益施設からの収入を本体施設に還元する際、収益施設の確実な実施を確保することを目的として、S P C の代表企業または構成員による支援等が行われることが考えられる。その具体的な措置の例として、下記が想定される。なお、これらのうち複数を選択し組み合わせることも考えられる。

① S P C の代表企業または構成員に対し、収益施設にかかる履行保証を求める。

② 収益施設を実施する事業主体には一定の信用力を求める。

③ 保険への加入を求める。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑨ 地方公共団体における P F I 事業導入の手引き等の更新に係る意見

1. 地方公共団体における P F I 事業導入の手引きの更新を要望するもの

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P F I 導入指針の改正作業の参考とするため、P F I 推進室のホームページに掲載されている「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」を見たところ、同手引きは、平成 23 年の法改正前の状況のものであり、参考とならなかった。</li> <li>○ P F I 推進室のホームページについて、「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」等いくつかのページで情報が更新されていない状況がみられるためアップデートしてほしい。</li> <li>○ 「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」を最新の情報に更新してほしい。</li> <li>○ ホームページに掲載されている「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」に掲載されている事例は古いものが多いので、最新版を作成してほしい。</li> </ul>

2. 「V F M (Value For Money) に関するガイドライン (平成 13 年 7 月 27 日) の一部改定及びその解説」(平成 20 年 7 月 15 日改定) の更新を要望するもの

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設等の管理者等における理解が十分でなく、多様化する実務的要請に応え切れていないという指摘を踏まえ、「V F M ガイドライン (平成 13 年 7 月 27 日) の一部改定及びその解説」(平成 19 年 6 月) が作成され、同 20 年 7 月に改定されている。 しかし、現行の V F M ガイドライン (平成 25 年 9 月) に対応した解説版は、作成されていない。 解説版があれば、初めての担当者であっても理解しやすく、P F I 推進担当課として事業実施担当課に対しても周知しやすいため、V F M ガイドラインの改定に合わせて解説版を作成してほしい。</li> </ul>

3. 国の補助金等の適用状況について更新を要望するもの

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府が作成した「地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」は平成 20 年 6 月以降更新されていない。国のイコールフットィングの検討結果を踏まえて更新してほしい。</li> </ul>

(注) 1. から 3. について、当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑩ 実施方針の策定に関する公共施設等の管理者等の意見

実施方針の策定に関する公共施設等の管理者等の意見
○ 地方公共団体のホームページは、閉鎖、URLの変更等で参照できないものが多い あるため、類似事例の実施方針等の公表資料のデータバンクを作成・公表してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑪ 実施方針の策定等において既往の実施方針等を活用している事例

実施方針策定、特定事業選定における既往の実施方針等の活用状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究施設整備に係る事業の実施方針の策定に当たって、同公共施設等の管理者等における過去のPFI事業の実施方針を参考にした。実施方針については、特段記載すべき項目は変わっていないため、事務規模やスキームの変更を考慮しながら作成すればよく、一から作成するのと比べて、大幅な時間の短縮となった。</li> <li>○ 過去、PFI方式により2事業を実施していることから、病院の整備に係る事業の実施方針については、これら先行2事例を参考に検討・策定した。</li> <li>○ 過去の同公共施設等の管理者等の事例を参考にしている。(特定事業選定) (例 公開の方法、文書など、過去の資料を参考にして作成)</li> <li>○ 実施方針をはじめとする各種資料等の作成に当たっては、過去に、PFI事業により全国で実施された給食センター等整備運営事業における諸資料等を参考にした。</li> <li>○ 実施方針については、記載事項等に共通的なものがあるため、保育所の整備に係る事業の実施方針の策定において、特に近隣の地方公共団体が実施した公立学校施設耐震補強PFI事業の資料を参考にした。 また、要求水準書については、保育所整備のみを実施したPFI事業の先例がなかったことから、類似事例として保育所と他施設併設の複合型の事業を行っていた複数の地方公共団体の事業資料のうち、保育所に関する箇所を参照した。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑫ モニタリングに関するガイドライン（平成 25 年 9 月 20 日改定）（抜粋）

一 モニタリングの基本的考え方

1 はじめに

P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を選定された民間事業者によつて、国民に対して低廉かつ良質なサービスを提供することにある。このため、管理者等は提供されるべき公共サービスの水準を示し、公募の上、民間事業者を選定し、当該選定事業者の提案した具体的な仕様に関し P F I 事業契約を締結し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

- 基本方針三 4 (3) に適正な公共サービスの提供を担保するための考慮事項として、
- ① 管理者等が選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること
  - ② 管理者等が、選定事業者から、定期的に
    - i) 事業の実施状況報告、
    - ii) 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告を求めることができることや
    - iii) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合に報告を求めることができること
  - ③ 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、管理者等の救済のための手段を規定すること
  - ④ P F I 事業契約等の規定の範囲を超えた管理者等の関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査等合理的な範囲に限定すること
- が示され、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、P F I 事業契約でこれらについて合意しておくこととされている。

(略)

三 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法

1 適正な公共サービスの提供がなされない（債務不履行）時の履行確保

選定事業者による公共サービスの提供が P F I 事業契約等に適合せず、適正な提供がなされない（債務不履行の状況が発生した）場合、その状況を改善し、履行の確保を図ることが必要となる。通常の契約では、催告し、履行を促し、それでも履行されないときは契約解除を行うことが基本的な考え方である。

しかし、P F I 事業契約の場合には、契約本来の目的は適正な水準のサービスを継続的に提供することにある。このため、選定事業者の問題の修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合には、その修復を図り履行を促す仕組みが必要である。この場合、債務履行を促すためにサービス対価の支払を留保あるいは減額するなどの経済的動機付けを与えることを考慮することも一つの効果的な手法と考えられる。また、契約解除は管理者等にとっての最終的な手段となることに留意すべきである。

公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための措置等として、サービス対価の減額（支払留保を含む）、是正通告、契約解除などを規定する場合には、以下の

点に留意しつつ検討する必要がある。

- ① サービス対価の減額の規定は、適切な改善を促すための経済的動機付けとして、規定されなければならない。なお、適正なサービス確保に資する場合には、必要に応じ一定の改善期間を設定することも考えられる。
- ② サービス対価の減額の仕組みによっては、選定事業者の財務状況を短期間のうちに悪化させ、管理者等が求めるサービス水準が確保しえなくなる要因になりうることに留意する必要がある。
- ③ 民間事業者の自主性と創意工夫を尊重するという基本原則に則り、選定事業者が債務不履行確認時に自らの責任でこれを改善することを前提にスキームを構築することが望ましい。また、このための手続を事前に明確化することが重要である。
- ④ P F I 事業契約において債務不履行事由を明確にするとともに管理者等及び選定事業者が関与する場合の手順等を規定しておくことが必要である。

一つの例として、以下のような対応の手順が考えられる。

<軽微な債務不履行への対応>

- ・ 以下の2(3)に示すような改善期間を設定し、当該期間内に修復しうるような軽微な債務不履行については、選定事業者が自ら改善措置をとることにより対応する。また、管理者等は必要に応じ改善措置を講じるよう通知し、選定事業者が履行する。

<繰り返される債務不履行や重大な債務不履行への対応>

管理者等は、提供されるサービス業務ごとに債務不履行の発生頻度や影響度等を考えながら債務不履行の発生状況を点数化(ペナルティポイントを設定)するなどして、まず、以下の2に示されるようにサービス対価の減額などの措置をとりつつ、管理者等の関与の度合いを段階的に強化し対応する。

例えば、

- ・ 履行体制の強化(第一段階)  
一定の期間内のある時点でペナルティポイントが一定ポイント以上となった場合、当該ペナルティポイントに係るサービス業務について、選定事業者自ら履行体制を強化し、改善を図る。
- ・ 是正通告(第二段階)  
債務不履行が繰り返される場合や事業運営の主要サービスが提供されない等重大な債務不履行が生じている場合には、管理者等は選定事業者に対して「是正通告」を為し、改善計画書の提出を求める。選定事業者は、管理者等が合意した改善計画書に基づき改善を図る。
- ・ 契約解除(第三段階)  
上記の手段を講じても改善が認められず、債務不履行の状態が継続する場合、即ち、具体的な判断基準としては、例えば、一定の期間内でのサービス対価の減額の総額が、その期間内に支払われたサービス対価総額の一定以上の額を超えた場合、一定の通告期間経過後、P F I 事業契約を解除する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑬ P F I 推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）  
実現に向けて－（平成 19 年 11 月 15 日民間資金等活用事業推進委員会）（抜  
粋）

<p>3. 現下の P F I の課題と今後の対応の方向性</p> <p>3-1 （略）</p> <p>3-2 個別の課題</p> <p>1) ～4) （略）</p> <p>5) 運営段階における課題に対する適切な対応</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ インセンティブのあり方等支払いメカニズムの充実の検討</p> <p><u>減額のほか、インセンティブをうまく組み込んでいる例は我が国にもあり、インセンティブについても検討の余地がある。これについては、インセンティブを与えることにつき、経済的なメリットがあるということが明確に整理されている必要があることのほか、要求水準を達成するのが事業者の責務となっている枠組みの中で、安易にボーナスを支払うというシステムをとることは、P F I のそもそもの目的からはずれる可能性があるとの議論もある。しかしながら、現実には、<u>事業者にサービス向上のインセンティブを与える仕組みのある事業も相当程度みられ、そのうちのほとんどにつき管理者等がインセンティブにつき効果があると認識している</u>ことから、上記の議論に十分留意しつつ、インセンティブのあり方等支払いメカニズムの充実に向けた検討を行い、必要な事項につきガイドライン、「標準契約書モデル及びその解説」に位置づける必要がある。</u></p> <p>⑤ （略）</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑭ P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（平成 21 年 4 月 3  
日民間資金等活用事業推進会議）（抜粋）

<p>第 6 章 モニタリング・支払メカニズム</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>4. 具体的な規定の内容</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 適切な支払メカニズムの構築</p> <p>① サービス水準を維持するための実効性のある動機付けの確保</p> <p><u>適切な支払メカニズムを構築するためには、事業目的等に従って重み付けを行うこと（場合によっては、施設整備費相当分の減額も含む。）、各指標間の関係を整理することが必要である。</u></p> <p>1)～3) （略）</p> <p>4) リカバリーポイント</p> <p><u>いわゆるポイント制（業務要求水準未達に対して減額ポイントを付与し、一定の点数以上になったときに実際に減額する仕組み）を利用する場合は、業務要求水準に規定されたサービス水準を越えた場合にリカバリーポイントを付すことによって、より柔軟なサービスに対するインセンティブシステムを構築することも考えられる。さらに、事業の性質によっては、相殺のみならずサービス対価の増額につながるボーナスポイントを付与することも考えられる。</u></p> <p>② （略）</p>
--

(注) 下線は当省が付した。



図表 2-(3)-⑮ インセンティブに係る規定例

(No.1)

1 事業内容	浄水場施設等の整備及び水道施設の維持管理
2 所在地	北海道
3 事業期間	20年
4 事業方式	BTO方式
5 事業類型	サービス購入型
6 規定の概要	S P Cは提案した水準を超えて、水道事業又は住民に多大な貢献をした場合、管理者等は、S P Cにボーナスポイントを与えることができる。ボーナスポイントの付与は管理者等が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また事業期間を通じて累積することができるものとする。ボーナスポイントは、計算式（修繕費を除く維持管理費の各回支払分×0.001×ボーナスポイント）に従い金額に換算し、当該金額を次回支払うサービスの対価に加算する。
7 備考	S P Cは、当該ボーナスポイントのメリットとして、①サービス対価の減額措置がなされた場合に相殺できること、②現場職員のモチベーションの維持・向上を挙げており、他の事業においてもこのようなインセンティブを与えるような仕組みの採用を要望している。

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

(No.2)

1 事業内容	病院施設の統括マネジメント業務、病院施設等施設整備業務、病院施設等維持管理業務、病院運営業務、利便施設運営業務、調達業務
2 所在地	東京都
3 事業期間	18年
4 事業方式	BTO方式
5 事業類型	混合型
6 規定の概要	(薬品・診療材料等調達費) 毎月、個品ごとの単価×数量で計算した金額を支払い、年度末に実際に購入した薬品・診療材料等の加重平均単価と、実際に購入した薬品・診療材料等の加重平均定価に薬品・診療材料等の約束値引率を乗じた単価とを比較して、差額の調整を行う。なお、前者が後者を上回った場合は、後者の額を上限として最終月の調整を行う。後者が前者を上回った場合は、その差額の50%を減額することも含めて最終月の調整を行う。
7 備考	上記規定は、定価に対する加重平均の値引率を約束値引率として提案（保証）し、約束値引率以上の値引きで調達できた場合、差額を管理者等と事業者で折半するという規定である。

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑮ インセンティブに係る規定例

(No.3)

1 事業内容	公営住宅の建設・維持管理（サービス購入型） 余剰地を活用した福祉施設等の建設及び運営（独立採算型）
2 所在地	徳島県
3 事業期間	22年
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	混合型
6 規定の概要	<p>公営住宅の家賃収納率が、管理者等が運営する他の住宅の平均を上回った場合には、管理者等は、事業者に対し、公営住宅維持管理費とは別にインセンティブを支払う。</p> <p>対象3団地の3月末時点で測定する2月分住宅使用料までの現年度収納率が、過去3年間の公営住宅収納率（現年度分）を、1ポイント以上上回る場合は、収納率上昇分に見合う住宅使用料収入額の40%に相当する額を報償費として年度ごとにPFI事業者に支給する。具体的には算式（報償費＝（3団地の現年度家賃調定額）×（3団地現年度収納率－公営住宅収納率）×0.4）による。</p>
7 備考	該当なし

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

(No.4)

1 事業内容	中学校改築・体育館及び図書館に係る設計・建設業務、維持管理業務等
2 所在地	香川県
3 事業期間	25年
4 事業方式	BOT方式（図書館） BTO方式（図書館以外の施設）
5 事業類型	サービス購入型
6 規定の概要	<p>開業準備業務に要する費用、図書館什器・備品購入費用及び図書等購入費用を除く図書館運営業務に要する費用について、供用開始から3年経過後、実際の年間来館者数が基準来館者数よりも上回った場合には、金額を上乗せし、翌年度の初回支払時に支払う。</p> <p>基準来館者数については、供用開始から3年間の実際の年間来館者数及び来館者増加により実際に増加した費用に基づいて、PFI事業者と協議して決定する。</p>
7 備考	事業契約後、来館者数の把握が困難なことが判明したことから、来館者数に変わる指標として貸出冊数を用い、一定数の貸出冊数の増加に対し人件費を増額させる方式に改定することとしている。

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑮ インセンティブに係る規定例

(No.5)

1 事業内容	浄化槽設置業務、浄化槽維持管理（保守点検）業務、浄化槽使用料徴収業務																																									
2 所在地	愛媛県																																									
3 事業期間	13年																																									
4 事業方式	BTO方式																																									
5 事業類型	サービス購入型																																									
6 規定の概要	<p>浄化槽の1基当たりの買取単価は、当該年度において目標とする設置基数と当該年度の買取基数を勘案して、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該年度において目標とする設置基数（以下「年度目標基数」という。）及び当該年度において目標とする設置基数の下限值（以下「年度目標の下限値」という。）を次表のとおり設定する。</p> <p>表 年度目標基数及び年度目標の下限値（単位：基）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>年度目標基数</th> <th>年度目標の下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>140</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成23年度から26年度まで</td> <td>240</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>平成27年度から31年度まで</td> <td>220</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 設置業務における浄化槽の買取単価は、次表のとおりとする。</p> <p>表 浄化槽の買取単価（単位：千円。消費税及び地方消費税を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人槽別 買取単 価</th> <th rowspan="2">人槽</th> <th colspan="3">買取基数の条件</th> </tr> <tr> <th>年度目標の 下限値未満 の場合</th> <th>年度目標の下限 値以上、年度目 標基数の90%ま での場合</th> <th>年度目標基数 の90%を超え、 年度目標基数 までの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">買取単 価</td> <td>5人槽</td> <td>745</td> <td>790</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>930</td> <td>985</td> <td>1043</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>1238</td> <td>1305</td> <td>1375</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽1基当たりの使用料徴収業務委託費単価は、当該月の使用料収納率の区分に応じて、次表のとおりとする。</p> <p>表 使用料徴収業務委託費単価（単位：円（月額1基当たり）。消費税及び地方消費税を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収納率</th> <th>使用料徴収業務委託費単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>100%未満</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>			期間	年度目標基数	年度目標の下限値	平成22年度	140	70	平成23年度から26年度まで	240	170	平成27年度から31年度まで	220	160	人槽別 買取単 価	人槽	買取基数の条件			年度目標の 下限値未満 の場合	年度目標の下限 値以上、年度目 標基数の90%ま での場合	年度目標基数 の90%を超え、 年度目標基数 までの場合	買取単 価	5人槽	745	790	837	7人槽	930	985	1043	10人槽	1238	1305	1375	収納率	使用料徴収業務委託費単価	100%	189	100%未満	126
期間	年度目標基数	年度目標の下限値																																								
平成22年度	140	70																																								
平成23年度から26年度まで	240	170																																								
平成27年度から31年度まで	220	160																																								
人槽別 買取単 価	人槽	買取基数の条件																																								
		年度目標の 下限値未満 の場合	年度目標の下限 値以上、年度目 標基数の90%ま での場合	年度目標基数 の90%を超え、 年度目標基数 までの場合																																						
買取単 価	5人槽	745	790	837																																						
	7人槽	930	985	1043																																						
	10人槽	1238	1305	1375																																						
収納率	使用料徴収業務委託費単価																																									
100%	189																																									
100%未満	126																																									
7 備考	該当なし																																									

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑮ インセンティブに係る規定例

(No.6)

1 事業内容	公共施設（図書館、ホール、広場・緑地、駐車場・駐輪場等の付帯施設）の整備、維持管理及び運営業務等																																				
2 所在地	福岡県																																				
3 事業期間	15年																																				
4 事業方式	BTO方式																																				
5 事業類型	サービス購入型																																				
6 規定の概要	<p>施設の利用状況につき、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料（図書館の維持管理業務及び運営業務の対価。以下、同じ。）を増額し、指標の基準を下回る場合はサービス購入料を削減する。</p> <p>施設の利用状況を判断する指標及び基準等（基準・増額基準・減額基準）は以下のとおり市が設定し、利用状況の変動によりサービス購入料を増減させる係数（±5%以内）は、事業者提案によるものとする。</p> <p>初回の改定は平成25年7月から平成26年6月の実績をもとに適用し、平成26年度第1四半期の請求において変動額を反映するものとし、以降も同様とする。</p> <p>なお、基準等については5年目（平成28年度）をめどに見直しを行う。</p> <p>表 利用状況の変動に伴うサービス購入料の算定方法（年額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th colspan="2">減額基準</th> <th>基準</th> <th colspan="2">増額基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書貸出冊数</td> <td>-20%未満</td> <td>-20%以上 -5%未満</td> <td>40万冊 ±5%</td> <td>5%以上 20%未満</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>事業者提案係数</td> <td>-4.0%</td> <td>-0.8%</td> <td>0%</td> <td>0.8%</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>図書館利用者数</td> <td>-20%未満</td> <td>-20%以上 -5%未満</td> <td>32万人 ±5%</td> <td>5%以上 20%未満</td> <td>20%以上</td> </tr> <tr> <td>事業者提案係数</td> <td>-1.0%</td> <td>-0.2%</td> <td>0%</td> <td>0.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>係数合計</td> <td>-5%</td> <td>-1.0%</td> <td>0%</td> <td>1.0%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	減額基準		基準	増額基準		図書貸出冊数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	40万冊 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上	事業者提案係数	-4.0%	-0.8%	0%	0.8%	4.0%	図書館利用者数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	32万人 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上	事業者提案係数	-1.0%	-0.2%	0%	0.2%	1.0%	係数合計	-5%	-1.0%	0%	1.0%	5%
指標	減額基準		基準	増額基準																																	
図書貸出冊数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	40万冊 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上																																
事業者提案係数	-4.0%	-0.8%	0%	0.8%	4.0%																																
図書館利用者数	-20%未満	-20%以上 -5%未満	32万人 ±5%	5%以上 20%未満	20%以上																																
事業者提案係数	-1.0%	-0.2%	0%	0.2%	1.0%																																
係数合計	-5%	-1.0%	0%	1.0%	5%																																
7 備考	該当なし																																				

(注) 事業契約書及び当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑩ 民間事業者におけるインセンティブを求める意見・要望

意見・要望の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減額規定のみでは民間のモチベーションが上がりにくいので、増額規定も設けていただけるとよりよいサービスの提供につながることが期待できる。</li> <li>○ 事業者の創意工夫によりサービスが向上した場合のインセンティブ条項を設けることにより、民間事業者の創意工夫を引き出す動機付けになると思料する。</li> <li>○ 浄化槽の設置について、当初の目標以上に設置できた場合や設置が困難な場所に設置できた場合は、高く買い取るなどのインセンティブ措置があればよい。</li> <li>○ 事業者としては、業績向上・各種団体等表彰があった場合にプラスのポイントを付与するなど、インセンティブ規定を設け、それなりの報酬等を検討してもらいモチベーションを上げることも必要と思われる。</li> <li>○ 金銭的なインセンティブ又はボーナスポイント制度（ペナルティポイントと相殺できる）等、ペナルティだけではなく、インセンティブ規定についても検討してほしい。</li> <li>○ 民間事業者のモチベーションを上げるため、インセンティブ規定にも工夫が必要である。                      具体的には、本事業の場合、図書館及びホールの利用者数等に応じてサービス購入料が増減されることとなっているが、増減の幅は微々たるものであり、利用者増加に伴う光熱水料費の増加分にも満たないおそれがあるので、事業者のモチベーションを上げる制度としてほしい。</li> <li>○ 独立採算型施設であっても、利用料金に反映しない活動があり、当該活動による成果に対する増額規定を設けることが望ましい。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑰ 第 3 回モニタリング・事業促進WG（平成 26 年 5 月 20 日開催）概要（抜粋）

<p>議事概要：</p> <p>○事務局から資料 1～3 について説明。主要な意見は下記のとおり。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;モニタリングに係る主な意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格へ反映できない価値をどう計測するか。価値の計測がモニタリング指標になる。</li> <li>・ 判断の客観性はあまり追求しすぎることなく、簡素で現実を踏まえた指標とすべき。</li> <li>・ 独立採算型事業（運営権活用型等）におけるペナルティ賦課について、「事業の特性によっては」ということだが、違約金の有効性について整理する必要がある。</li> <li>・ 要求水準書にモニタリングの指標を事前に示すことで、発注者と事業者との間の認識の齟齬をなくせる。</li> <li>・ <u>事業者のパフォーマンスが良かった場合にボーナスを支払うという視点が必要。</u></li> <li>・ <u>利用者数の増加に応じた支払を導入している事例はある。しかし、サービスの質の向上について支払いをするというのは難しいため、ペナルティポイントをリカバリーするという方法を導入している事例がある。</u></li> <li>・ <u>モニタリングにおいて、ペナルティだけでなくインセンティブにも目を向けるべき。</u></li> </ul> <p>指定管理者制度では評価結果を公表しているが、PFI 事業では公表していない。事業者に対する評価だけでなく、働いている人に対する評価として表彰制度といった、現場のモチベーションを高める方法もある。</p> <p>（略）</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑱ 公共施設等の管理者等におけるインセンティブに係る事例等の提供を求める意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 増額規定を設けている PFI 事業を精査の上、増額規定のパターンを公表してほしい。</li> <li>○ インセンティブを有効に活用している事例の提供を要望</li> <li>○ サービス購入料の増減を規定している PFI 事業の情報を提供してほしい。</li> </ul> <p>この理由として、事業契約書の案に当該規定を設けるに当たり、他の地方公共団体の事業を参考にしようとしたが、どの地方公共団体が同様の規定を設けているか情報が少なく、地方公共団体各々のホームページから情報収集を行うなど苦慮したため。</p> <p>また、他の地方公共団体において実際にサービス購入料の増減を行った結果、どのような効果がみられたか等についても、概要をまとめた事例集のようなものを作成し、情報提供してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑩ 特定事業の選定に係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）（抜粋）

一 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

3 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第 7 条に基づく特定事業として選定することとする。法第 7 条に基づく特定事業の選定及び法第 11 条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。

(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。

(3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。

(4) 上記(1)の特定事業の選定は、国、地方を通じて厳しさを増す財政状況の中で、当該公共施設等の整備等が真に必要なものであることが前提であること。

(5) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。

(6) 上記(5)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

V F M ( V a l u e F o r M o n e y ) に関するガイドライン（抜粋）

一 V F M 評価の基本的な考え方

1 V F M とは

- (1) 「VFM」(Value For Money)とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。
- (2) 公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するかどうかについては、PFI事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。PFI事業として実施することが公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。したがって、PFI事業としての実施を検討するに当たってはVFMの有無を評価することが基本となる。
- (3) 基本方針においては、特定事業の選定の基準として同方針一 3(1)、(2)及び(3)に評価基準を定めているが、これは上記のVFMの評価と同じ趣旨である。VFMを評価する要素としては、上記(1)のとおり、「支払」と「サービスの価値」の2つがあるが、基本方針においては、「支払」は、事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値であり、「サービスの価値」は、公共施設等の整備等によって得られる公共サービスの水準である。
- (4) 本ガイドラインにおいては、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PSC」(Public Sector Comparator)といい、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PFI事業のLCC」(LCC:Life Cycle Cost)ということとする。
- (5) PFI事業に関するVFMの評価を行うに当たり、公共部門自らが実施する場合とPFI事業として実施する場合の公共サービス水準をどのように設定するかによって評価の際の比較方法が異なる。同一の公共サービス水準の下で評価する場合、VFMの評価はPSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。
- (6) 一方、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。また、PFI事業のLCCがPSCを上回っても、その差を上回る公共サービス水準の向上がPFI事業において期待できれば、PFI事業の側にVFMがあるといえる。ただし、この場合においては、期待できる公共サービス水準の向上が何らかの方法によりPSCやPFI事業のLCCと同一の尺度で定量化できることが前提条件となる。
- (7)～(9) (略)
- (10) また、VFMは単に計算すればよいというものではなく、事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。その際には、各段階の状況を適切に反映させつつ段階的に評価を試みる必要がある。このような観点からみた場合、VFM評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。

## 2 PFI事業の種類とVFM評価

- (1) VFMの評価は、前述のとおり、基本的にPSCとPFI事業のLCCを比較することによって行われる。

## 3 VFM評価を行う時点等



(1) VFMの評価は、基本方針に従い、特定事業の選定に当たって必ず行われなければならない。

#### 四 VFM評価における留意事項

##### 3 現在価値への換算

- (1) 基本方針一 3 (2) において、PSCとPFI事業のLCCを比較する際は、現在価値に換算して比較することが定められている。例えば、インフレ率を0としても、現時点での1億円と10年後の1億円とでは価値が異なる。このため、この2つの価値を比較する際、10年後の1億円が現時点での何円に相当するかという換算が必要となる。このように、将来の価値を現在の価値に換算することを現在価値に換算するという。この換算に当たって用いる換算率が割引率である。10年後の1億円を割引率 $r$ （年率）で現在価値に換算する場合、 $1億円 \div (1+r)^{10}$ により計算される。
- (2) 割引率については、リスクフリーレートを用いることが適当である。例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法がある。なお、リスクフリーレートを用いる前提として、上記四 1 においてリスクの調整が適正に行われていることが必要である。
- (3) 割引前の各年度の公的財政負担額が名目値で算定されている場合は名目割引率を、実質値（名目値からインフレ分のみを除いたものをいう。）で算定されているときは実質割引率を用いなければならない。また、PSCの割引率とPFI事業のLCCの割引率については同一のものを用いなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(3)-⑳ コンサルタントが算定したVFMの職員によるチェックを行っていない事例

職員がVFMのチェックを行っていない理由
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 職員にVFMを算出するための知識が無いため。 VFMを算定したとしても、本当にその数値が正しいか職員自身が説明できないため。</li><li>○ 算出されたVFMをチェックするためには専門的な知識が必要であり、これまでにVFMの算出を行ったこともなく専門知識もない職員がチェックすることは困難である。専門的知識を有するアドバイザーが算出したVFMについて当市職員が独自にその妥当性をチェックする必要があるのか疑問もあるが、国土交通省のVFM簡易計算ソフトの活用などにより一定のチェックは可能かもしれないので、今後の検討課題としたい。</li><li>○ VFMを算定できる専門職員が不在のため、コンサルタントが算出したVFM値が適正か確認できない。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-② P F I 手続へのコンサルタント等の活用

地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル（抜粋）

6. P F I 方式導入にあたっての地方公共団体への支援策

P F I 事業未実施地方公共団体への P F I の普及を念頭に、手続簡易化とあわせて、専門的な知識が必要となる手続への対応策について解説します。

(1) P F I 手続へのアドバイザーの活用

P F I 事業は手続に専門的な知識が必要で事業着手までに時間がかかり、業務量が膨大であるというイメージがあるようです。専門的な知識が必要となる手続への対応については、P F I 事業手続に精通した外部の専門的なコンサルタント等とアドバイザー契約を結び、基本計画の検討から事業契約の締結までの一連の事務手続について、業務の一部を外注することが有効です。

前述 5. (1) で整理した手続を簡易化した場合②における、公共施設等の管理者等とアドバイザー間における業務分担を参考資料 6 に整理します。なお、表に示す簡易化手続②（基本構想策と事業手法検討の一括実施）においては、基本計画・実施方針・要求水準書（案）策定とその後の一連の事業者選定業務を一括してアドバイザーに外注することを想定しています。これにより、それぞれを個別業務として外注することに比べ、発注事務負担及び委託料の軽減が図られます。

この場合、地方公共団体とアドバイザーは複数年契約を締結することを前提にしていますので、アドバイザーとの契約にあたっては、債務負担行為を設定した上で複数年契約を締結することが考えられます。

事業者選定アドバイザー業務における一般的な役割分担（地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル参考資料 6）

実施プロセス	実施内容	手続を簡易化した場合②	
		役割分担	
		管理者等	アドバイザー
(1) 基本計画・要求水準書（案）作成	基本計画記載要素の方向性確認		○
	基本計画（案）の作成		○
	基本計画の確定・公表	○	
	要求水準書（案）記載要素の方向性確認		○
	要求水準書（案）の作成		○
	要求水準書（案）の確定・公表	○（実施方針と同時）	
(2) 実施方針策定・公表	実施方針記載要素の方向性確認		○
	実施方針（案）の作成		○
	実施方針の確定・公表	○	
	事業者選定委員会の設置	○	

図表 2-(3)-㉑ P F I 手続へのコンサルタント等の活用

(3) 質問回答・意見招請	実施方針に関する質問・意見の受付	○（意見招請のみ）		
(4) 特定事業の選定・公表	VFMの算定		○	
	特定事業の選定資料案の作成		○	
	特定事業の選定資料の確定・公表	○（入札公告と同時）		
	長期債務負担行為の設定（付議、承認）	○		
(5) 入札説明書等の策定・公表	入札説明書等記載要素の方向性確認		○	
	入札説明書等（案）の作成			
		入札説明書（案）の作成		○
		落札者決定基準（案）の作成		○
		様式集（案）の作成		○
		基本協定書（案）の作成		○
		事業契約書（案）の作成		○
		事業者選定委員会の開催準備		○
		事業者選定委員会の開催	○	
(6) 質問回答	入札説明書等に関する質問の受付	○		
	質問・意見のとりまとめ、回答案作成		○	
	入札説明書等に関する質問への回答の確定・公表	○		
(7) 審査、落札者の決定・公表	参加資格書類の受付、確認	○		
	提案書の受付	○		
	事業者選定委員会の開催準備		○	
	事業者選定委員会の開催	○		
	落札者の決定・公表	○		
	審査講評案の作成		○	
(8) 事業契約締結	審査講評の確定・公表	○		
	基本協定書の締結	○		
	契約協議	○	○	
	事業仮契約の締結	○		
	事業契約の付議	○		

(注) 下線は当省が付した。